

浦和競馬場走路管理員詰所機械設備工事

- A-1000 建築 図
- S-2000 建築構造 図
- E-3000 電気設備 図
- M-4000 空気調和設備 図
- P-5000 給排水衛生設備 図
- L-6000 外構 図

1. 建築概要

工事名称	浦和競馬場走路管理員詰所機械設備工事	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
工事場所	埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号	敷地面積	147,658.78 ㎡	
建築主住所氏名	埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 埼玉県浦和競馬組合	建築面積	86.85 ㎡	10,165.33 ㎡
都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等	さいたま都市計画区域内 (市街化区域・市街化調整区域・区域区分非設定) 準都市計画区域内・都市計画区域及び準都市計画区域外	建ぺい率	6.95 %	
用途地域	第1種住居・準住居・近隣商業・商業 第1種住居・準住居・工業・工業専用	延べ面積(建築物全体)	115.86 ㎡	21,521.09 ㎡
防火地域	防火地域 準防火地域 指定なし	地階の住宅の部分	- ㎡	- ㎡
法定容積率	200 %	共同住宅の共用の廊下等の部分	- ㎡	- ㎡
法定建ぺい率	60 %	昇降路の部分	- ㎡	73.28 ㎡
その他の区域、地域、地区又は街区	第1種住居エリア：高度地区(20m)、景観誘導区域、下水道処理区域 無指定エリア(過半)：都市計画公園(浦和記念公園)、景観誘導区域、下水道処理区域	自動車庫等の部分	- ㎡	23.17 ㎡
法的な技術対応		住宅の部分	- ㎡	- ㎡
主要用途	事務所	延べ面積(容積対象)	21,540.50 ㎡	
工事種別	新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替え	容積率	14.59 %	
主体構造	S造 SRC造 RC造 W造	駐車台数	2台	711台
階数		建築物の数	申請に係る建築物の数	1
耐火・準耐火建築物	耐火建築物 準耐火建築物 指定無し	建築物の高さ	最高の高さ	6.86 m (平均地盤面より)
防火対象物の用途区分		最高の軒の高さ	6.36 m (平均地盤面より)	
基礎地業	直接基礎(布基礎)	平均地盤面の高さ	TP+6.14 m	
主たる外部仕上	屋根	設計地盤面	TP+6.10 m (設計GLの高さ)	
	外壁	基礎階	階高	- m
工事着手予定年月日	令和4年 月 日	基礎面積	- ㎡	
工事完了予定年月日	令和5年 月 日	主なスパン	- m	
		基礎下端	- m	
		その他	客室数	- 室
			住戸数	- 戸
			ベッド数	- 床
			収容人数	- 人
		特例の適用の有無	建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無	有 無
		特例の区分	適用があるときは、特例の区分	
		許可・認定等	道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用	

2. 電気設備概要

電力	引込	方式	1 回線	200V KV
電源設備	変圧器	台	KVA	
	発電機	台	V	KVA
	蓄電池	セル	V	組
幹線	C V C F	台	V	KVA
	照明	単相	3 線式	210/105 V
負荷	動力	相	線式	V
	設備容量	34.825 KW		
監視制御	基準部照明	100 Lux	光源種別	LED
	その他	調光あり		
電話	方式	集中 個別 遠方 手元		
	引込	回線		
防災	中継方式			
	内線容量	回線	回線	回線
防災	発電機	台	V	KVA
	蓄電池	セル	V	組
	火災報知機	回線		
	非常照明	電池別置 電池内蔵	発電機直入	
	非常放送	7 W	専用 兼用	

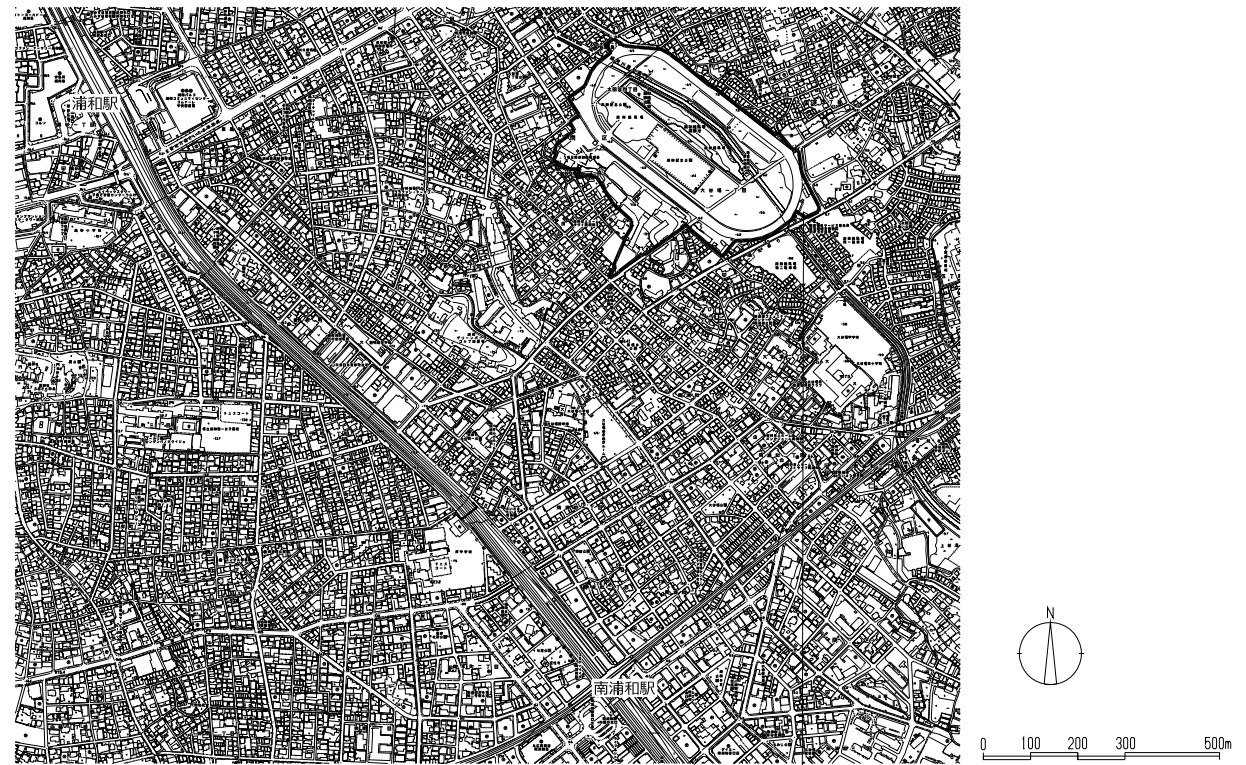
3. 空調設備概要

熱源	エネルギー	重油 灯油 ガス 電気 DHC (高温水 蒸気 冷水) 太陽熱
	装置	冷凍機 (ターボ台 レシプロ式台 吸収式台 スクリュー台) 直焚冷水機台 ボイラー台 蓄熱槽 ㎡ コレクター ㎡
空調方式	総容量	冷熱源 5.0 KW 温熱源 5.6 KW
	インテリア	中央式 個別式 空冷パッケージ方式 (EHP)
制御	ペリメーター	中央式 個別式 空冷パッケージ方式 (EHP)
	空調	電気式 空気式 電子式
換気	防煙ダンパー	電気式 空気式
	方式	中央式 (1種 2種 3種) 個別式 (1種 2種 3種)
排煙	方式	自然排煙方式 機械排煙方式
	制御	電気式 空気式

4. 給排水衛生設備概要

給水	水源	上水 雑用水	引込口径 25 mm	直結給水 ポンプ圧送 重力給水
	受水槽	上水 ㎡ × 基		雑用水 ㎡ × 基 (ビット利用)
給湯	高置水槽	上水 ㎡ × 基		雑用水 ㎡ × 基
	中央式	熱源 (重油 灯油 ガス 電気 蒸気 ソーラー) 貯湯槽 (㎡ × 基)		
排水	個別式	熱源 (重油 灯油 ガス 電気 蒸気 ソーラー) 貯湯槽 (㎡ × 基)		
	屋内排水	合流 (地上階 地下階) 分流 (地上階 地下階) 再利用装置 (有 無)		
ガス	屋外排水	下水道放流 (汚水 雑用水 雨水) 浄化槽 ()		
	都市ガス	引込口径 (中圧 mm) (低圧 mm) 発熱量 (MJ / ㎡)		
消火	プロパン	kg ポンプ 本立 組		
	屋内消火栓	屋外消火栓 連結送水管 連結散水 スプリンクラー消火 粉末消火 泡消火		
		ハロゲン化物消火 炭酸ガス消火 消防用水 (㎡) 消防水利 (㎡)		

付近見取図



計画地

機械設備工事特記仕様						
●工事概観	建物名称					
	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考	
	① 走路管理員詰所 工事概要による					
	建物別及び屋外工事種別					
	● 空調設備	一式	①	②	③	④
	● 換気設備	一式				
	● 排煙設備					
	○ ドライミスト設備					
	● 自動排煙設備	一式				
	● 衛生器具設備	一式				
	● 給水設備	一式				
	● 排水設備	一式				
	● 給湯設備	一式				
	○ 消火設備					
	○ 厨房機器設備					
	○ ガス設備					
	○ 搬入工事					
	○ 養生材処理					
	●専任期間 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)					
	1 専任期間の始期 請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまで) の期間 ・令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。					
	2 専任期間の終期 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。					
	3 専任期間の中断 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。					
	●埼玉県環境配慮方針					
	埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12) (該当項目数: 10) ●長寿命機材の選定 (2-3-③) ○設備更新を踏まえた計画 (2-3-④) ●再生品の優先使用 (2-3-⑤) ○有害物質の放散量が少ない材料の使用 (2-4-②) ●発生材の資源化を推進 (3-1-③) ・フロン等の回収、破壊を行う (4-1-①) ●省資源の活用 (4-1-②) ○省資源の活用 (4-1-③) ●太陽熱利用システムの導入 (5-1-②) ○省エネルギー機器の採用 (5-2-②) ●ソーリングの工夫 (5-3-①) ・外気冷房システムの導入 (5-3-②) ●推進動力の低減 (5-3-③) ○熱ポンプの採用 (5-3-④) ●熱回収システムの導入 (5-3-⑤) ・コーンエネレーションの導入 (5-4-①) ●雨水機器の採用 (6-1-①) ・雨水利用 (6-1-③) ・排水再利用 (6-1-④) ●アスコン廃材の再利用 (6-3-②) ○再生土の採用 (6-3-③)					
	●表記規則					
	a. 各特記の項目については ● の付いたものを適用し、○ の付いたものは適用しない。					
	b. 特記事項は (1) ○ 印の付いたものを適用する。 (2) ○ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。 (3) ○ 印と ※ 印の場合は ○ を適用し ※ は適用しない。 (4) ○ 印と ⊗ 印の付いた場合は共に適用する。					
	c. 各項目で表示されている番号・記号は基本的に、1章については「共仕」、2章以降は「標仕」で当該項目、当該図又は当該表を示す。ただし、1章については、それが「標仕」の番号・記号と異なる場合は「標仕」の番号・記号を [] 内に表記する。					
	d. 性能指定上製造所名を記入する場合は五十音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。					
	e. (付加)は、共仕又は標仕に追加して適用されたものを示す。					
	f. (置換)は該当する共仕又は標仕の項目は削除し、当該項目を代替して適用することを示す。					
	g. (削除)は該当する共仕又は標仕の項目は削除し、代替する項目は設けないことを示す。					
	h. 〃を示す項目は確認申請に関わる主要なものを示す。					
	●仕様書 設計図及び特記仕様書に記載されていない事項は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書 (令和2年版) (以下「特別共通仕様書」という) による。特別共通仕様書に規定する事項以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和4年版」 (以下「標仕」という) 及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 令和4年版」 (以下「標準図」という) による。また、各工事において、関連のある事項はそれぞれの特記仕様書、標準仕様書および特別共通仕様書 (建築、電気設備) による。					
	改修工事が発生する場合「公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和4年版」を適用する。					
	解体工事が発生する場合「建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和4年版)」を適用する。					
	法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。					
	●関連する基準等 本工事の設計・施工に関しては国土交通省による改定版を含み以下の最新基準等を適用する。 (1) 建築設備設計・施工上の運用指針 (編集: 国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議) (2) 建築設備耐震設計・施工指針 (編集: 独立行政法人 建築研究所 他) (3) 官庁施設の総合耐震基準及び同解説 (建設大臣官房官庁営繕部監修) (4) 機械設備工事機材承諾図様式集 (社) 公共建築協会 (5) 新・排煙設備技術指針 (財) 日本建築センター (6) 機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)					
	●適用すべき環境基準等 本工事の設計・施工に関しては以下の基準等を適用する。 a. 廃棄物処理法 b. 資源有効利用促進法 c. 建設リサイクル法 d. フロン排出抑制法 e. さいたま市生活環境の保全に関する条例 f.					
	●特別な材料の工法 「標仕」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。					


1章 一般共通事項	
1.1節 総則	
● 1.1.1 (付加) 適用 (第1章 1.1.1)	本特記仕様書は設計図面及び「標仕」、「共仕」、「標準図」に優先する。
● 1.1.2 (付加) (第1章 1.1.2)	a. 「工事検査」とは、この契約に規定する工事の完成の確認、部分払いの請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの際の指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者が主体となり、監理者が補助する検査をいう。 (付加) b. 「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて発注者が定めた者 (監理者等) が行う技術的な検査をいう。 (付加) c. 「同等品」及び「同等以上」とは、設計図面に記載された「要求性能・品質」を持つことを証明されたものをいう。証明は以下のいずれかによる。ただし、海外調達品を行う場合には、受注者は下記仕様準ずる品質確保の証明を書面に発注者に説明し、発注者の承認を得る。 (1) 設計図面にJIS、JASの指定があるものは、JIS・JASの記載によりその適合性を確認する。品質を証明する資料を提出し監理者の承認を受ける。 (2) 品質が明示されていない場合は、他と均衡の取れた品質のものとし、監理者と協議の上決定する。また性能を・品質を証明するための試験は、監理者の承認を受けて供試体を作成し、監理者の承認を受けた試験場で行う。 (3) 入手困難ながある場合は、それと同等以上の代替品を監理者の承認を受けて使用することができる。また性能を・品質を証明するための試験は、監理者の承認を受けて供試体を作成し、監理者の承認を受けた試験場で行う。 (4) 上記(2)、(3)の場合で、建築材料・設備機材等品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能事業の確認を受けたものは、評価書の写しを確認することにより上記(1)のJIS、JASの表示材料と同等に取り替えることとする。 (付加) d. 「参考図」とは、設計図面に添付した参考図は品質や特性、形状、工法などを参考として一例を記載したものである。したがってすべての要求性能を表しているものではなく、この工事の設計図書等ではない。すなわち、発注者及び受注者を拘束するものではない。またその材料や形状、工法、システム等についても特定の製造者、専門工事業者を示すものではない。 (付加) e. 「標仕」の「溶融アルミニウム-亜鉛鉄板」の用語を「ガルバリウム鋼板」と読み替える。 (付加) f. 「責任施工」とは、この契約の建築物の一部に、特に高度な専門技術やノウハウを要する部分がある場合に、受注者が設計図書等に示された「要求条件 (性能の場合、仕様の場合、使用方法の場合などがある。参考図という形式で提示されることもある。)」を実現するための設計及び施工を行うことを言う。工事監理者である監理者は、受注者が作成し発注者が承認した「責任施工設計図書」と「工事」との照合確認を行う。受注者は、建築法、建築基準法における設計者としての法定義務履行を滞りなく行うこととする。 (付加) g. 本特記仕様書「監理者」は「監督員」と読み替える。
● 1.1.3 (付加) 別契約の関連工事 (第1編 1.1.6)	a. 発注者以外の者が発注にかかるとこの工事の工期内に行われる工事 (以下、「別途工事」という。) と本工事の調整 (諸官庁検査時対応含む) についても、関連工事と同様の扱いとする。 (付加) b. 工事を完成するために密接に関連する別途工事については、受注者は別途工事の施工に協力すると共に、円滑な工事進捗が行われるように調整する。 c. 別途工事との調整に当たって、監理者より指示のある場合はこれに従う。
● 1.1.4 (付加) 第三者の特許権等 (第1編 1.1.10)	a. 材料、機構、工法などが第三者の所有する知的財産権に触れるような場合には、あらかじめその権利の使用に対する必要な手続きを行った後に、これを採用する。万一、第三者の権利を侵害するようになると発生した場合には、その動機をいかにに係らず受注者は自己の負担でこれを解決する。 b. 設計図書内に特許権等に係る事項がある場合、その取り扱いが監理者と打ち合わせる。
● 1.1.5 (付加) 現場の納まり、取り合いなどの関係で、材料の寸法、仕様、工法、取付け位置又は取付け方法などを多少変更し、又は取付け量を多少増減するなどの微細な変更は発注者及び監理者の指示により行う。この場合請負金額は増減しない。	● 1.1.6 (付加) 部分的な変更又は一部の追加工事などに関して請負金額に増減が生じた場合には、受注者は施工に先立ち、その都度工事費の増減を精算した内訳明細書を監理者に提出して、書類によって発注者との合意を得た後に施工する。また、指示により工事費に増減が生じた場合には、指示の受領後10日以内に内訳明細書を監理者に提出する。原則として、工事費増減の場合の工事単価は、(※ 時間 ・ 内分書) の単価とする。
● 1.1.7 (付加) 工事範囲及び工事費に含まれる費用	a. 本工事及び工事別の施工範囲はこの契約の設計図書等 (工事約款第1条の2c) による。設計図書等に記載がなく、工事を完成するために必要な仮設、工法、工事がある場合には、工事約款第16条の各号に基づく手順を経て、発注者と受注者が協議する。 b. 本工事に必要な下記の工事及び費用は本工事に含まれる。 (1) 施工、材料及び製品の試験、見本等の作成、検査に要する費用。 (2) 工事施工に必要な敷地周辺の障害となるもの移設と復旧。 (3) 工事期間中の工事に関わる官公署、その他の手続き、検査料等の費用。 (4) 工事用機器、材料などの取入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれらに伴う補強、及び後片づけ。 c. 現場内以外での検査に要する発注者及び監理者又は設計者の交通費、宿泊費は本工事に含む。 d. 監理計画書の品質確認業務シート (製品検査標準) に定めた標準業者数及び標準検査回数を超える場合、受注者は監理者の監理追加業務費用を負担すること。
● 1.1.8 (付加) 発注者等の負担となる費用	次に示す費用は発注者の負担とする。 (1) 予測しなかった大規模地下埋設物及び障害物の撤去及び処理に要する費用。 (2) 敷地外の電力、ガス、上下水道、CATV、NTT等インフラの引き込み負担金。 (3) 近隣との紛争解決に要する費用。ただし工法及び工事施工に起因するものは受注者の負担とする。 (4) 工事施工上の問題以外のT・V電波障害の調査及び対策に対する費用。 (5) 起工式以外の式典費。ただし、式場の設営に受注者は協力する。
● 1.1.9 (付加) 現地調査	a. 着工に先立ち、次の事項及び監理者の指示する事項について、試掘を含む現地調査を行い、その結果を図面及び書面、写真にまとめ、速やかに発注者及び監理者に報告する。それらの調査結果は仮設計画に十分に反映させる。 b. 現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある下記のような項目について行い、その現況を十分に把握し、必要に応じて調査書を作成する。 (1) 敷地周辺の環境、周辺の建物、周辺道路の交通状況、道路規制の有無、道路幅や作業時間規制など。 (2) 近隣建物の損傷程度や構築物の構造、形状、特に基礎、地下構築物などの詳細な状況。 (3) 敷地周辺及び周辺道路に埋設されている上下水道、ガス管、電気ケーブル、マンホールなどの仕様、位置、レベル等、重要度の高い項目。 c. 現地調査により、設計及び施工条件に関する疑義、相違が確認された場合には、監督員に報告する。

● 1.1.10 (付加) 特別採用	設計図書に定める品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるものを使用する場合 (特別採用という) は、その判断に必要な資料を提出して監理者の承認を受ける。
● 1.1.11 (付加) 確認	工作物又は確認等を要する建築設備については、調査先等が決定した段階で、発注者が行工作物、確認の申請を行うこと。申請に伴う申請料、検査費用については、本工事にも含むものとする。
1.2節 工事関係図書	
● 1.2.1 (付加) 実施工程表 (第1編 1.2.1)	a. 実施工程表・週間工程表・月間工程表・工種別工程表は、実行工事工程 (クリエイティブ) 上に、出来高 (実績、予想)、休日、行事予定日 (発注者のものも含む)、中間技術検査予定日、本受電開始予定日、館内通水予定日、屋外排水開始の予定日、設備機器単体及び総合試運転調整期間 (昇降機を含む)、官庁関連検査日、竣工検査日、補修予備日、雨天・降積雪予測日数などを明記したものとする。 (付加) b. 月の決め工程表-行政手続き工程表は、実施工程表に基づいて作成し、監理者に提出する。 (1) 総合図や施工図の作成工程は作成枚数、作業時間、作成人数をふまえた正確なものとする。作成期間及び審査期間等を記入する。 (2) 工場製作については、専門工事業者・製造者の選定時期、材料手配・試作実験などの時期、工場製作及び搬入時期などを明記する。
● 1.2.2 (付加) 施工計画書 (第1編 1.2.2)	a. 総合施工計画書に盛り込む内容は、工事概要、施工運営方針、受注者組織内での現場組織へのバックアップ体制、現場組織、職員業務分担、施工条件 (契約条件、立地条件、法的条件、近隣協定など)、品質・環境の目標と管理方針、重要管理事項、主要工事の施工方針などとする。 (付加) b. 施工計画書の内容には、管理項目 (管理項目、検査項目)、管理水準 (管理限界、管理水準)、管理分担、管理方法 (時期、方法、頻度、基準)、確認方法、管理限界を外れた時の処置などを盛り込むこととする。 (付加) c. 事前確認シート (1) 施工図作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、他工事との調整を必要とする事項については、事前確認シートを作成して、監理者の助言を受ける。 (2) 総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監理者との協議により必要な事項について、事前確認シート (基準施工図) を作成し、監理者の承認を受ける。 (3) 施工図等の作成は、総合図及び基準施工図に基づき進める。 (4) 総合図を監理者に提出するに当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書と十分照合し、それらが設計図書に適合していることを確認する。
● 1.2.3 (付加) 施工図 (第1編 1.2.3)	a. 施工図、工事用図書著作権は、著作権人格権を除き、発注者に移譲すること。 (付加) b. 総合図 (1) 施工図等の作成に先立ち、総合図を作成し、監理者に提出する。 (2) 総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監理者との協議により必要な事項について、事前確認シート (基準施工図) を作成し、監理者の承認を受ける。 (3) 施工図等の作成は、総合図及び基準施工図に基づき進める。 (4) 総合図を監理者に提出するに当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書と十分照合し、それらが設計図書に適合していることを確認する。 (付加) c. 事前確認シート (1) 施工図作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、他工事との調整を必要とする事項については、事前確認シートを作成して、監理者の助言を受ける。
● 1.2.4 (付加) 工事の記録 (第1編 1.2.4)	a. 受注者は工事の開始より完成、引渡までの期間に、「提出書類計画」 (監理品質計画書) に基づく書類を作成し、遅滞なく発注者及び監理者等に提出すること。 (付加) b. 工事報告書の提出 (1) 受注者は工事約款第11条に基づき、工事の進捗、現場打合せ事項、指示事項、現場行事、材料の搬入などの状況を示す報告及び出来高対照表、施工状況略図を記載した工事報告書を月1回発注者及び監理者に提出する。工事報告書には工事写真 (定点撮影を含む) を添付する。 (2) 工事日報を提出する場合は監理者の指示による。 (付加) c. 受注者は、工事施工の一工程を完了した場合は、その施工が設計図書及び施工図に適合することを検査又は確認して、監理者に報告する。 (付加) d. 監理者の指示により書類の電子情報化に協力する。詳細は監理者との協議の上、発注者の承認による。
● 1.2.5 (付加) 見本等	a. 型板、見本など (1) 設計図書等に定めのある工事を完成させるために必要な型板、見本などは、施工に先立ち、監理者の指示により製作して、発注者及び設計者並びに監理者の承認を受ける。 (2) 設計者の確認、および監理者の承認を要する工事材料および見本は下記とする。 <空調> ※アネモ、ブリーズライン、その他制気口 ※空調・換気用リモコン ※壁掛け型サーモ、ヒューミセンサー ・その他指定するもの <給排水> ※衛生器具 ※スプリンクラーヘッド ・その他指定するもの (3) 承認を受けた見本は、使用箇所、承認日時を付けて整理して、完成引き渡し時まで保管する。 (付加) b. 設計図書等に定めのある模型・モックアップ・モデルルームなどの作成、見本施工は次に示す。これらは、施工に先立つ適切な時期に監理者の指示により作成して、発注者及び設計者並びに監理者の承認を受ける。 (1) 模型の作成 ※しない・する (・設計図による) (・) (2) モックアップの作成 ※しない・する (・設計図による) (・) (3) モデルルームの作成 ※しない・する (・設計図による) (・) (4) 見本施工 ※しない・する (・設計図による) (・)
● 1.2.6 (付加) 提出書類 (第1編 1.2.6)	受注者が工事中に提出する書類は監理方針書によるもの他、以下のとおりとし、提出部数は原則1部とする。 (1) 支払承認報告書 (受注者が提出する請求書に日本設計の発行する支払承認書を添付したもの) (2) 設計変更による工事代金額見積書 (3) 工事記録・試験検査記録 (4) 打合せ記録
● 1.2.7 (付加) 承認の手続き	監理方針書の定めによる監理者の承認が必要な工事用図面となる施工図等は、定められた期日まで監理者に提出の上、受領印を受ける (受領印とは最終承認者である工事監理者 (体制表に明示された監理責任者) の受領印をもって受領とみなす)。受領印を受けてから別に定められた期間 (受注者と監理者との書面による) に監理者からの特別の指示が無かった場合には、その施工図等は監理者によって承認された工事用図面となる。
● 1.2.8 (付加) その他	工事期間中の確認申請、建築物エネルギー消費基準への適合性判定などの各種申請に係わる変更に伴う申請資料作成を、必要な時期に完成図の一部として協力すること。受注者は、建築物エネルギー消費基準への適合性判定に対する完了検査の対応及び必要書類の作成を行う。

1.3節 工事現場管理	
● 1.3.1 (付加) 施工管理 (第1編 1.3.1)	工事請負契約書及び設計図書等に盛り込まれた工事目的物の品質を確保し、円滑に工事が進行するために受注者は、自主的にかつ責任を持って施工管理を行う。 a. 施工品質管理 (1) 受注者は、1.2.2 b. 施工品質計画書に基づき、適切な時期に、指導確認、試験等必要な管理を行う。 (2) 必要に応じて、監理者の検査を受ける。 (3) 試験又は検査の結果、疑義が生じた場合は、監理者と協議する。
● 1.3.2 (付加) 電気保安技術者 (第1章 1.3.3)	a. ※適用する ・適用しない ・資格の区分 I 技術士、または建築設備士及び1級電気工事施工管理技士 ・資格の区分 II 1級電気工事施工管理技士または建築設備士 ・資格の区分 III 監理者の承認による
● 1.3.3 (付加) 施工条件 (第1編 1.3.5)	a. 特殊な施工条件 開催運営中による施工制限 (1) 受注者は、施工にあたって開催運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 (2) 特に騒音振動粉塵等発生するおそれのある工事については、近隣住民に十分配慮すること。 (3) 別契約の関連工事と十分に連携を図り工事を進めること。 (4) 原則として、本場開催中は工事を中止すること。 (5) 工事時間は原則午前8時から午後6時とする。ただし、能力・調教試験、本馬場調教の開催日は、午前9時から午後6時とする。 (6) 工事を行わない日の来場者への安全対策を徹底すること。
● 1.3.4 (付加) 施工中の安全確保 (第1編 1.3.8)	a. 受注者は、危害防止対策、騒音・振動対策、工事用車輛による交通障害対策、塵埃・排気対策など工事の進行によって発生が予想される障害に対しては、事前に万全の工事計画を立てて実行する。 b. これらの計画に際しては、事前に近隣住民の十分な了解を得ることによって、工事の進捗に差支えないように責任をもって処置する。必要場合は場合は近隣住民と協定書を取り交わす。
● 1.3.5 (付加) 養生材の処理等 (第1編 1.3.12)	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分を要するもの () (3) 再生資源化を図るもの (・ 硬質塩化ビニル管) (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
● 1.3.6 (付加) 技術委員会の設置	受注者は、設計図書等の定めにより、監理者の指示に応じて特殊な設備システム及び特殊な技術を必要とする工事に対しての技術検討を行うために、自社の技術部門に属する工事経験者及び専門工事業者の技術経験者を加えた技術委員会を設けて、施工図等や施工計画での技術的な検討を行うとともに、委員会として工事の施工指導及び管理を行う。
● 1.3.7 (付加) 製造者及び専門工事業者の選定	a. 特記仕様書及び図面に指定がない場合、又は「同等以上」と記載がある場合は、その判定に必要な資料を提出して監理者の承認を受ける。 b. 以下の工事種目は専門工事とし、設計図面は性能保証図 (参考図) として取り扱い、受注者の責任において、性能・能力を確保する。 (自動制御) () c. 受注者は、元請負人として、各製造者及び専門工事業者の作業分担及び下請人の責任範囲を明らかにしたものを発注者及び監理者に提出する。

1.4節 機器及び材料																																		
<p>●1.4.1 (付加) a. 化学物質を放散させる建築材料などは下記によること。 環境への配慮 (第1章1.4.3)</p> <p>(1)材料選定にあたっては、ホルムアルデヒド放散量について、JIS、JAS のF☆☆☆☆を基本とし、これ以外のものを使う場合は、監理者と協議する。 (2)材料選定にあたっては、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、アセトアルデヒド、パラジクロロベンゼンを含まないものを基本とし、含む場合は監理者と協議する。 (3)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4)接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (6)家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (7)特別採用等の特記仕様書に述べられていない材料を用いる場合には、(1)、(2)の原則に基づき材料選定を行う。特に第18章塗装工事については「標準仕様書」に記載されている塗装仕様についても、ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆ を原則とする。</p> <p>特定建材等 ・合板 ※ F☆☆☆☆ ・MDF、パーティクルボード ※ F☆☆☆☆ ・フローリング(接着剤を含む) ※ F☆☆☆☆ ・壁紙 ※ F☆☆☆☆ ・断熱材 ※ F☆☆☆☆ ・接着剤 ※ F☆☆☆☆ ・塗料 ※ F☆☆☆☆ ・仕上塗材 ※ F☆☆☆☆ ・造作家具 ※ F☆☆☆☆</p> <p>(付加) b. 工事に使用する材料は、無石綿製品(含有率0%)を使用する。 (付加) c. a)に該当する材料及びb)に該当する耐火材、板状製品、床材等についてはMSDS(製品安全データシート)を事前に発注者及び監理者に提出し、承認を得ること。 (付加) d. アスベスト処理については関係法令・都道府県条例等を遵守すること。</p> <p>●1.4.2 (付加) a. 工事に使用する設備機材等は、設計図書等に規定するものとする。設計図書等に規定のない場合は、(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等 品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた機器・材料等を使用する。この場合は、評価書の写しを発注者及び監理者に提出し、承認を受ける。 (付加) b. 建築基準法第37条(建築材料の品質)に適合した建築材料とすること。 (付加) c. 使用する機材が設計図書等に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(試験成績書等)を発注者及び監理者に提出し、承認を受ける。</p> <p>●1.4.3 機材の検査等・機材の検査に伴う試験 (第1編1.4.5)(第1編1.4.6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備工事</th> <th>機材名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>b. 材料及び工場製作物は、搬入種別ごとに自主検査を行い、監理契約に基づく監理者の検査に先立ち、その結果を監理者に報告する。ただし、あらかじめ監理者の承認を受けた場合は、この限りでない。 c. 試験は、公的試験を除き、原則として受注者が立会う。</p> <p>○1.4.4 (付加) a. 支給する機器及び材料は下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給機材</th> <th>支給場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>○1.4.5 (付加) a. 海外で調達する場合は、設計図書等又は監理方針書に記載された通りとし、発注者及び監理者の承認を受けること。</p> <p>●1.4.6 その他 a. 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監理者に提出すること。使用機材等については、Aパス含有の有無を確認し、Aパスを含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。</p>	設備工事	機材名	備考																支給機材	支給場所	備考													<p>●1.5.3 (置換) 設計図書に定められた工法以外で、所定の品質及び性質の確保が可能な工法並びに環境の工法等の提案(第1編1.5.7)</p> <p>●1.5.4 (付加) 室内環境汚染の(化学物質)濃度測定の実施 化学物質の濃度測定 (第1編1.5.8)</p> <p>a. 測定方法等 ※ 適用しない(建築工事で実施) b. 測定方法等 許容濃度 施工建物の居室における許容濃度は厚生労働省の公表している下記濃度指針値以下とする。 測定項目 計測は家具什器等の搬入前に行うこと。 ※ホルムアルデヒド : 100 µg/l (25℃換算で0.08ppm) ※トルエン : 260 µg/m3 (25℃換算で0.07ppm) ※キシレン : 870 µg/m3 (25℃換算で0.20ppm) ※エチルベンゼン : 3,800 µg/m3 (25℃換算で0.88ppm) ※スチレン : 220 µg/m3 (25℃換算で0.05ppm) ・パラジクロロベンゼン : 240 µg/m3 (25℃換算で0.04ppm)</p> <p>測定方法 ※簡易法(パッシブ法) 測定箇所数、測定方法等は「官庁営業部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(平成24年4月5日 国営整第4号)による測定対象室 合計()部屋、各測定箇所1箇所につき1検体</p> <p>造作家具のスクリーニング ※ 行う</p> <p>測定者 ※ 発注者の承認する第三者機関(環境計量証明事業登録を受けている機関)</p> <p>●1.6.9 (付加) 保証書の提出</p> <p>●1.6.10 (付加) a. 本工事完成引渡し後、以下の点検を行う。 ①1年点検 ②2年点検 b. 点検は、あらかじめ当該年次点検までの間に発注者からの指摘を受けた事項(解決・未決総括一覧表)を含めて、発注者及び監理者の立会いのもとで現状について、点検、確認を行う。 c. 年次点検に必要な当該検査部分の完成図、資機材及び労務等を提供すること d. 上記の点検で確認された不具合のうち、受注者の契約不適合責任であることが明らかなのは、工事約款に基づき無償で処置を行う。 e. 完成引渡し後でなければできない点検等で、発注者又は監理者の指示する事項については、実測及び調査を行い、発注者及び監理者に報告する。 f. ここに定める年次点検以外の検査を完成後にを行った場合は、その報告書を発注者及び監理者に提出すること。</p> <p>○1.6.11 (付加) a. 竣工引渡し後、設備システムが要求通りの性能・動作の確認ができてから1年間の運転実績について、下記の項目の実績を整理・考察の上、報告することを ※ 行う ※ 行わない</p> <p>b. 運転実績調査項目 ※年間1次エネルギー消費量及びCO₂発生量 ※年間電力消費量と内訳 ・年間ガス消費量と内訳 ・年間油消費量と内訳 ※年間給水量と内訳 ・その他() ・新技術導入の効果()</p>
設備工事	機材名	備考																																
支給機材	支給場所	備考																																
1.5節 施工																																		
<p>●1.5.1 (付加) ※適用する ※適用しない 技術士 (第1章1.3.3)</p> <p>適用工事種別 ・配管(配管工事) ・建築板金(ダクト製作及び取付け) ・熱絶縁施工(保温工事) ・冷凍空調調和機器施工(ファンユニット、パナソニック形空調調和機の据付け及び整備)</p> <p>●1.5.2 (付加) 見本施工は以下による。他業者と調整が必要なものは監理者と協議する。 (第1編1.5.4)</p>	<p>1.6節 完成、検査</p> <p>●1.6.1 (付加) 完成、検査 (4)受注者は社内組織としての受検体制をとる。 (5)検査の結果、不適合箇所はすべて記録し、監理者とその手直し方法を検討して発注者に報告し、是正の後、完了を発注者及び監理者に報告し、発注者及び監理者の検査を受ける。</p> <p>●1.6.2 (付加) 法定検査 a. ※ 有(※関係法令の定めによる検査等) ※ 無 b. 法定検査に必要な機材、労務等を提供する。</p> <p>○1.6.3 (付加) その他の検査 a. ※ 有 ※ 発注者検査(埼玉県建設工事検査要綱に基づく中間検査) ※ 監理者検査 ※ 無 b. 法定検査に必要な機材、労務等を提供する。</p> <p>●1.6.4 (付加) 技術検査 a. (1)監理者による技術検査は、1.6.1の工事検査に先立って行う。 (2)監理者又は設計者による中間技術検査の実施回数 ※ 2回 ① 1回 b. 技術検査は、通知された検査日に検査を受ける。 c. 技術検査に必要な当該検査部分の完成図、資機材及び労務等を提供する。 d. 受注者は、社内組織としての受検体制をとる。 e. 受注者は、工事を完了して完成検査を受ける前に自主検査を行い、工事的物が完成後十分に機能することを確認して、その結果を記録し、技術検査時に提出する。 (1)受注者は、契約内容の履行を保证するために、現場組織とは別個の自主検査組織を編成する。 (2)自主検査組織は、当該工事の施工担当組織と対等以上の権限を持つ複数の技術者より構成する。 (3)着工後すみやかに、工事請負契約書及び設計図書等の内容を十分理解したうえで、工事的物の品質を確認するために必要な自主検査計画書を作成し、発注者及び監理者に提出する。 (4)自主検査計画に基づき検査を行い、工事的物が工事契約書及び設計図書に示した品質が確保されているかどうかを確認し、その内容と結果を記録して監理者に報告する。 (5)自主検査を行う時期は、工事金の中間払いを受ける前、中間技術検査の受検前及び完成検査の受検前、及びその他適時とする。 f. 検査の結果、不適合箇所はすべて記録し、その処理方法、処理予定時期などを記載して発注者及び監理者に提出し、監理者の確認内容に従って改修し、引渡しの手続きを行う。 g. 技術検査及び中間技術検査での指摘事項は、すべて記録して、指摘事項の改善方法、今後の対策などを盛り込んだ技術検査及び中間技術検査報告書を作成し、指摘状況及び改善状況を写した写真を添えて発注者及び監理者に提出する。</p>																																	

<p>○1.6.5 (付加) 部分使用 部分使用 ・無 ・有(部位:※ 図示) ・部分引渡し ・無 ・有(部位:※ 図示) 発注者からの部分使用(部分引渡し)の要望があった場合には、受注者は当該部分につき発注者及び監理者の技術的審査を受ける。部分使用(部分引渡し)につき法合に基づいて必要となる手続きについては、設計図書等の定めによるが、その場合、受注者は発注者が必要とする技術的事項に協力する。</p> <p>●1.6.6 (付加) 引渡し 受注者は、工事契約に基づいて、所定の期限内に完成時提出図書及び備品予備品等を添えて、発注者に工事的物を引き渡す。</p> <p>●1.6.7 (付加) 鍵の整理、提出 a. 各所の鍵は、鍵合わせを行う。 b. 鍵は整理札を付けて、建具配置図ならびに鍵目録と共に鍵箱に収納して提出することを原則とし、受注者の準備に必要な時期までに発注者の指示を受ける。 c. 鍵数はマスターキーを含め、それぞれ3本を原則とする。 d. 鍵箱には建具に限らず、設備関係、操作ボックス関係の鍵類を合わせて収納する。収納場所、管理方法については、受注者が必要とする時期までに発注者の指示を受ける。</p> <p>●1.6.8 (付加) 契約不適合責任 a. 契約不適合期間は工事請負契約もしくは民法の定めによる。 b. 受注者は、工期中・引渡し後を問わず、不具合が発見された場合には、速やかに適切な処置(緊急性による)を施すと共に原因を調整し、不具合調査報告書としてまとめ発注者に説明の上、提出すること。当該不具合が、受注者に起因する場合は工事請負契約に基づき当該不具合を修繕するとともに、発注者等に与えた損害を賠償することとする。 c. 契約不適合が関連別途工事との境界分野で発生した場合には、その契約不適合に対する責任は当該別途工事受注者と共同責任とする。費用の分担については関連受注者間で協議する。</p> <p>●1.6.9 (付加) 保証書の提出 受注者は、工事契約に基づいて、所定の期限内に保証書を提出する。必要となる保証書の項目は、監理者と協議する。</p> <p>●1.6.10 (付加) 完成後の年次点検 a. 本工事完成引渡し後、以下の点検を行う。 ①1年点検 ②2年点検 b. 点検は、あらかじめ当該年次点検までの間に発注者からの指摘を受けた事項(解決・未決総括一覧表)を含めて、発注者及び監理者の立会いのもとで現状について、点検、確認を行う。 c. 年次点検に必要な当該検査部分の完成図、資機材及び労務等を提供すること d. 上記の点検で確認された不具合のうち、受注者の契約不適合責任であることが明らかなのは、工事約款に基づき無償で処置を行う。 e. 完成引渡し後でなければできない点検等で、発注者又は監理者の指示する事項については、実測及び調査を行い、発注者及び監理者に報告する。 f. ここに定める年次点検以外の検査を完成後にを行った場合は、その報告書を発注者及び監理者に提出すること。</p> <p>○1.6.11 (付加) 竣工後のエネルギー調査等 a. 竣工引渡し後、設備システムが要求通りの性能・動作の確認ができてから1年間の運転実績について、下記の項目の実績を整理・考察の上、報告することを ※ 行う ※ 行わない</p> <p>b. 運転実績調査項目 ※年間1次エネルギー消費量及びCO₂発生量 ※年間電力消費量と内訳 ・年間ガス消費量と内訳 ・年間油消費量と内訳 ※年間給水量と内訳 ・その他() ・新技術導入の効果()</p>	<p>2章 機械設備共通事項</p> <p>2.1節 一般事項</p> <p>●2.1.1 (付加) 電源周波数 ①50Hz ②60Hz</p> <p>●2.1.2 (付加) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 容量等の表示 但し、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。</p> <p>●2.1.3 (付加) 既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターを使用する。なお、復旧はモルタル補修とする。</p> <p>●2.1.4 (付加) a. 屋外、ビット、多径箇所を設置するボルト、ナット類はステンレス製とする。 b. 振動を伴う機器の据付けに使用するボルトは二重ナットとする。</p> <p>●2.1.5 (付加) 許容騒音 各室の許容騒音値は、下記の目標騒音値に納まるよう検討の後に施工する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>N C値</th> <th>室名</th> <th>N C値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td> <td>※45 ・ ()</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>会議室、役員室</td> <td>※35 ・ ()</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>宿泊室、劇場</td> <td>※30 ・ ()</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>音楽ホール・スタジオ</td> <td>※25 ・ ()</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>●2.1.6 (付加) 遮音・防振 遮音・防振を行う範囲は下記とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>ダクト</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>遮音シート</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>遮音シート：軟質遮音シート(※1.8mm(5.8kg/m²)・())とする。</p> <p>●2.1.7 総合試運転調整 (第2編1.3.2) 次に示す調整及び測定結果を報告書としてまとめ、提出する。 ①風量調整 ②水量調整 ③室内外空気の温湿度測定 ・室内気流及び塵埃の測定 ④騒音の測定 ・振動の測定 ・圧力の測定 ⑤初期運転状態の記録 ⑥飲料水の水质の測定 ・雑用水の水质の測定 ⑦測定箇所等は監理者の指示による。 ⑧夏期、冬期等ピーク負荷相当時の機器性能の記録を提出する。これが不可能な場合は、後日実施する旨の念書を発注者と取り交わす。 ・排水処理設備など、竣工時に実負荷による性能試験が行えないものは、竣工後に実施する旨の念書を発注者と取り交わす。 ・工事対象範囲の既設機器運転状態の記録</p> <p>●2.1.8 あと施工アンカー 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監理者の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。</p> <p>●2.1.9 はつり及びあと施工アンカー打設 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。</p> <p>●2.1.10 電線 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。</p> <p>●2.1.11 既設管分岐・接続 既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監理者の承諾を受ける。</p> <p>●2.1.12 絶縁継手の設置・種別 ※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ</p> <p>●2.1.13 他工事との取合区分 スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監理者と打合わせる。</p> <p>●2.1.14 保険 受注者は工事的物及び工事材料について工事完成期日後14日間で、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監理者に提出する。受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。</p> <p>●2.1.15 配管識別 配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。</p> <p>●2.1.16 墜落制止用器具 ※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)による ・使用を要しない</p> <p>●2.1.17 その他 完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ※適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県管住宅の完成図の提出部数は、A1二つ折り1部及びA3二つ折り3部とする。三相誘導電動機はJIS C 4213(IE3)トップランナーモーターとする。工事に先立ち、監理者と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。</p>	室名	N C値	室名	N C値	事務室	※45 ・ ()			会議室、役員室	※35 ・ ()			宿泊室、劇場	※30 ・ ()			音楽ホール・スタジオ	※25 ・ ()			対象部分		機器	図示による	配管		ダクト		遮音シート	
室名	N C値	室名	N C値																												
事務室	※45 ・ ()																														
会議室、役員室	※35 ・ ()																														
宿泊室、劇場	※30 ・ ()																														
音楽ホール・スタジオ	※25 ・ ()																														
対象部分																															
機器	図示による																														
配管																															
ダクト																															
遮音シート																															

 株式会社 日本設計	特記	埼玉県浦和競馬組合	課長	副課長	技術参事	主任	担当	設計 設備設計1級建築士証交付(番号)第5444号 1級建築士登録第335548号 羽田聡子	浦和競馬場走路管理員詰所機械設備工事	図面名称 特記仕様書(3)	縮尺 NO SCALE	図番 機N-4004-P-5004
			飛塚	石井	中里	丸山	丸山					

2.2節 配管工事

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 2.2.1, 2.2.2) and Description (e.g., 耐圧区分, 弁類, 継手類). Includes detailed technical specifications for piping systems.

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 2.2.10, 2.2.11) and Description (e.g., 溶接接合, 地中埋設標, 管の埋設深さ). Includes specifications for welding, underground markers, and pipe installation depths.

2.3節 保温工事

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 2.2.3.1) and Description (e.g., 一般事項, 凍結防止). Includes specifications for insulation work, including general items and frost prevention measures.

Table with 3 columns: 区分 (Area), 施工箇所 (Construction Location), 保温種別 (Insulation Type). Lists insulation types for various areas like rooms, corridors, and outdoor spaces.

(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆鋼管を使用し、外装は下記による。
2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化胚原紙を使用する。

Table with 3 columns: 区分 (Area), 施工箇所 (Construction Location), 保温種別 (Insulation Type). Lists insulation types for ducts and other specific areas.

Table with 3 columns: 区分 (Area), 施工箇所 (Construction Location), 保温種別 (Insulation Type). Lists insulation types for plumbing and ventilation pipes.

(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。
2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。

Table with 3 columns: 区分 (Area), 施工箇所 (Construction Location), 保温種別 (Insulation Type). Lists insulation types for hot water and gas pipes.

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 2.2.3.3) and Description (e.g., 外装材, 配管ダクト). Lists exterior materials and duct specifications.

2.4節 塗装及び防錆工事

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 2.4.1) and Description (e.g., 一般事項). Includes specifications for painting and rust prevention work.

2.5節 耐震・耐風・耐雪工事

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 2.5.1) and Description (e.g., 一般事項). Includes specifications for seismic, wind, and snow resistance work.

2.5.2 (付加) 設計用震度

Table with 4 columns: 設置場所 (Installation Location), 耐震クラスS (Seismic Class S), 耐震クラスA (Seismic Class A), 耐震クラスB (Seismic Class B). Lists seismic design standards for different building parts.

● 2.5.3 (付加) 耐震グレードの設定

対象設備の耐震グレード設定は下記による。

対象設備	耐震グレード		
	一般の施設	特定の施設	特に重要な施設
受水槽、高置水槽、中間水槽、防災機器、オイルタンクその他設備 ()	※ クラスA ・ クラスA	※ クラスS ・ クラスA	※ クラスS ・ クラスA
防災設備、給排水設備、空調設備 (非発系統) その他設備 ()	・ クラスS ・ クラスA ※ クラスB	・ クラスS ・ クラスA ・ クラスB	※ クラスS ・ クラスA ・ クラスB
空調設備及び制御装置全般、その他設備 ()	・ クラスS ・ クラスA ※ クラスB	・ クラスS ・ クラスA ・ クラスB	※ クラスS ・ クラスA ・ クラスB

※ダクト及び配管の耐震グレードは上表に関連するグレードに準拠するものとし、「建築設備耐震設計・施工指針」及び下記による。

耐震グレード	設置場所	配管		ダクト
		設置間隔	種類	
耐震クラスA・B	上層階 屋上 塔屋	配管の標準支持間隔の3倍以内 (ただし、銅管の場合には1箇所設けるものとする)	※ A種	※ ダクトの支持間隔12m以内に1箇所A種を設ける
	中間階		※ A種	・ ダクトの支持間隔12m以内に1箇所
	1階 地階		※ 125A以上はA種、125A未満はB種	※ A種 ・ B種
耐震クラスS	上層階 屋上 塔屋	配管の標準支持間隔の3倍以内 (ただし、銅管の場合には1箇所設けるものとする)	※ Sa種	※ ダクトの支持間隔12m以内に1箇所Sa種を設ける
	中間階		※ Sa種	※ ダクトの支持間隔12m以内に1箇所A種を設ける
	1階 地階		※ A種	・ 周長1.0m以下のダクト ・ 吊り長さが平均20cm以下のダクト
適用除外		・ 40A以下の配管 (銅管の場合には20A以下の配管) ・ 吊り長さが平均20cm以下の配管		

耐震グレード	設置場所	電気配線		ケーブルラック
		設置間隔	種類	
耐震クラスA・B	上層階 屋上 塔屋	※ 電気配線の支持間隔12m以内に1箇所A種を設ける		・ ケーブルラックの支持間隔8m以内に1箇所 ※ A種 ・ B種
	中間階	・ 電気配線の支持間隔12m以内に1箇所 ※ A種 ・ B種		・ ケーブルラックの支持間隔12m以内に1箇所 ※ A種 ・ B種
	1階 地階			
耐震クラスS	上層階 屋上 塔屋	※ 電気配線の支持間隔12m以内に1箇所Sa種を設ける		※ ケーブルラックの支持間隔6m以内に1箇所Sa種を設ける
	中間階	※ 電気配線の支持間隔12m以内に1箇所A種を設ける		※ ケーブルラックの支持間隔8m以内に1箇所A種を設ける
	1階 地階	・ φ82以下の単線金属管 ・ 周長80cm以下の電気配線 ・ 定格電流600A以下のバスダクト ・ 吊り長さが平均20cm以下の電気配線		・ ケーブルラックの支持間隔については、別途間隔を定めることができる ダクト ・ 幅400mm未満のもの ・ 吊り長さが平均20cm以下のケーブルラック

● 2.5.4 (付加) 耐風力基準

a. 基準風速V₀及び地表面粗度区分 (告示または風洞実験による) 基準風速V₀は (34 m/s) 以上とする。地表面粗度区分は (III) とする。

b. 設備機器設計用風速の再現期間
再現期間は ・ 50年 (風速割増し 1.0倍)
※100年 (風速割増し 1.075倍)
・ 200年 (風速割増し 1.15倍) とする。

c. 設備機器設計用風圧力の最小値
外部に面して設置する設備機器等の設計用風圧力は
※±2,000 N/m² ± N/m² を下回らないこと。

● 2.5.5 (付加) 耐積雪基準

a. 積雪荷重における多雪区域の指定及び垂直積雪深と単位体積重量
外部に面して設置する設備機器等の設計用積雪荷重は以下による数値以上とする。
区域 ※多雪区域以外 ・ 多雪区域
垂直積雪深 (0.3 m)
単位体積重量 (20 N/m³・cm)

2.6節 電気工事

● 2.6.1 電動機 (第2編1.2.1)

a. 換気扇、圧力扇、その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品として良い。

b. 三相誘導電動機の始動方式は、400Vの場合、22kW未満は直入起動、22kW以上は、始動装置による始動とする。

● 2.6.2 制御及び操作盤 (第2編1.2.2)

a. 進相コンデンサー、運転時間計が必要な機器は図示による。

b. インバータ用制御及び操作盤は、「標仕」(1.2.2.1)を適用する。

c. システム形空調機の制御及び操作盤は、コンパクト形空調機に準ずる。その他の機器においては図示による。

2.7節 関連工事

● 2.7.1 (付加) 仮設工事 (第2編4.1.1)

a. 足場・さん橋類
① 別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。
・ 本工事で設置する。

b. 監理者事務所
① 設けない ・ 設ける

1. 監理者事務所の規模

監理者事務所規模 (単位: m)						
種別	・ 1号	・ 2号	・ 3号	・ 4号	・ 5号	・ 他
面積	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	()程度

2. 監理者事務所の仕上げ

部位等	仕上げ
床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット敷き程度以上
内壁、天井	せつこうボード張りの上、合成樹脂マヨック塗り程度以上
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

注) 監理者事務所を敷地内外の借室を利用する場合も同規模・同仕上げ程度とする。

c. 監理者事務所の設備・備品は監理者と協議するものとして下記を原則とする。また、監理者事務所のレイアウトを提出し、監理者の承認を受ける。

- 1 監理事務所は施設可能とし、3号以上は原則、専用区画とする。仕上げは上記程度とする。
- 2 電気、給排水、衛生、冷暖房の設備を設ける。
- 3 什器、備品は下記による。
机、椅子、書棚、見本棚、白板、図面かけ、ロッカー、掛け時計、消火器、ゴミ長靴、雨がっぱ、安全ベルト、懐中電灯、電話
- 4 情報関連機器仕様等については資料1「監理者用情報環境整備」による。
- 5 これらの諸設備を含む監理者事務所の維持管理および工事管理に必要な備品 (監理関係図書を含む) の費用は工事費に含まれるものとする。
- 6 事務補助員について (※ 配員しない ・ 配員する)

d. 工事用水
構内既存の施設 ※利用できない ☐ 利用できる (⊗ 有償 ・ 無償)

e. 工事用電力
構内既存の施設 ※利用できない ☐ 利用できる (⊗ 有償 ・ 無償)

f. 事前に調査すべき項目
・ 敷地測量 ・ 地下埋設施設 ・ 地上架線図 ・ 電波障害測定
・ 電波伝搬障害再調査 ・ 周辺騒音レベル ・ 土壌調査 ・ 過去の洪水の記録
・ 過去の最大雨量
・ その他特殊事情 ()

g. 工事用看板
⊗ 設ける ・ 設けない

h. 工事用仮設物
すべて受注者の負担とし、構内につくることが ⊗ できる ・ できない

資料1 監理者用情報環境整備

1 機器仕様

PC

数量	()台
標準ソフトウェア	
MS-Office	Office (Word, Excel, Power Point, Outlook)
ウイルス対策ソフト	必ずインストールすること。 製品選択、パターンファイル更新は施工者に一任。
PDFビューア	Adobe Reader
その他	OSおよびアプリケーション等の各ソフトウェアはメーカーによるサポート対象のバージョンとし、セキュリティパッチ等を適切に更新すること
追加ソフトウェア	
標準ソフトウェアに加え、以下の種類、本数のソフトウェアを協議の上PCにインストールする。	
	本数 ()本
	本数 ()本
その他	監理者が必要なソフトウェアを追加でインストールする必要がある場合、PCの管理者の権限を監理者に与えるか、もしくは監理者からの要請の都度、対応するものとする。

出力機器

数量	()台
複合機 (A3カラー)	スキャナー、コピー、プリントの機能を有していること。 A3用、A4用の2以上のトレイを有していること。

その他

デジタルカメラ	()台
外付けモニタ	()台

液晶ディスプレイFHD以上、24インチ以上

2 ネットワーク構成

上記の機器をLAN接続すること。

- ・ LANをインターネットに常時接続すること。原則として、光回線であること。
- ・ 適切なセキュリティを確保できるネットワーク構成とすること。
- ・ ネットワークの機器構成および運用設計を行い、監理者の承認を受けること。
- ・ ネットワーク構成に必要な機器一式を用意すること。
- ・ 必要場合はA1プロットへの出力も可能とすること。
- ・ 一般的なウェブブラウジングおよび監理者の社内ネットワークへのリモートアクセスのため、インターネット上の任意のホストへのTCP/80、TCP/443通信を許可すること。
- ・ DNS/IPSやコンテンツフィルタリング等による通信制御を行ってもよいが、上記の目的に支障が生じる場合には、問題を解消するための適切な対応を行うこと。

3 管理主体と責任

- ・ 情報関連機器の整備、管理、および運用保守については、現場の備品管理の一環として施工者で行うこと。
- ・ 現場からの撤去時には、情報漏洩防止のため、記憶装置の初期化等の処置を実施すること。

● 2.7.2 土工事 (第2編4.2.1)

a. 建設発生土の処理
・ 現場説明書による
※構外搬出適切処理
・ 構内指示の場所に敷きならし

b. 事前調査
・ 地盤
・ 埋設物
・ 地下水
・ 既存構築物
・ 近隣の状況

c. 掘削
・ 掘削り面の崩壊防止 ※のり面の荷重、振動防止、のり面養生
・ ひび割れの観察、地表面の移動測定

d. 排水 (遮水)
・ 遮水
・ 排水 (遮水)
・ 遮水の排水、遮水
・ 排水による有害な影響防止・地盤改良

e. 埋め戻し土・盛土
・ 根切土の中の良質土 (但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類
・ 搬入土の場合は土壌汚染対策法の特定有害物質について調査を行ない、同法に定める含有物質に適合したものとする。

● 2.7.3 地業工事 (第2編4.3.1)

均しコンクリート地業	発注強度	※18N/m ² 以上	厚さ	※60mm
------------	------	------------------------	----	-------

● 2.7.4 コンクリート工事 (第2編4.4.1)

a. レディーミクストコンクリートの種別
※ I類 ・ II類

b. セメントの種別
※ 普通ポルトランドセメント
・ 混合セメントA種
・ 高炉セメントB種

c. 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、次の規定に適合しなければならない。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352 J/g以下
	28d	402 J/g以下

算出は「JIS R 5210」の「セメント(低水比形)」による。

全アルカリ	0.75 %	以下
	塩素	0.02 %

d. 型枠の存置期間
支柱の最小存置期間は建築「共仕」による。ただし、圧縮強度により定める場合は同表による他、コンクリートの材齢を原則として21日以内とする。また、当該支柱の上々階にコンクリートを打設する場合は、打設後3日以上当該支柱を存置する。

● 2.7.5 左官工事 (第2編4.5.1)

a. 防火材料
屋内の壁及び天井の仕上げ材は、防火材料又は建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする。

b. モルタル塗り材料
・ 吸水調整材
・ 防水材 (防水モルタル塗り混入剤)

c. 下地
・ 現場打コンクリート下地 ※漏水の原因となる箇所の防水処理

● 2.7.6 鋼材工事 (第2編4.6.2)

a. 屋外、ビッド、多湿箇所に設置する鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼、軽量形鋼は下記による。
※Zn/Al鋼材 ・ 溶融亜鉛メッキ鋼材 2種50 ・ 溶融亜鉛メッキ鋼材 2種35

b. 屋外、ビッド、多湿箇所に使用するボルト及びナットは下記による。
※Zn/Al鋼材 ・ 溶融亜鉛メッキ鋼材 2種50 ・ 溶融亜鉛メッキ鋼材 2種35

c. 屋内部分に設置する鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼、軽量形鋼は下記による。
※溶融亜鉛メッキ鋼材 2種35 ・ 電気亜鉛メッキ

d. 屋内部分に使用するボルト及びナットは下記による。
※溶融亜鉛メッキ鋼材 2種35 ・ 電気亜鉛メッキ

● 2.7.7 その他

再生砂、再生砕石、再生アスコン使用
契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監理者の了解を得た上で、使用できる。 ※使用できない。
再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1機体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

2.8節 性能の確認

● 2.8.1 (付加) 一般事項

a. 下記項目に関しては、最終承認された建築計画、設備システム、内容、容量に基づいて、技術検証資料を作成し、設計図との性能確認を行い、監理者の確認を受ける。尚、設計と異なるシステム、内容の変更を行う場合は技術根拠の計算書を作成し、設計図との相異事項を整理した上で監理者の確認を受ける。

(1) 空調設備
※ 熱負荷計算
・ 換気量計算
・ 熱源機器容量計算及び関連設備 (給排水、燃料消費、ポンプ水量及び揚程、膨張タンク容量、煙突風量、煙道伸縮、煙道断熱厚、騒音、防振等)
※ 熱負荷計算結果に基づいた空調機器能力 (冷却及び加熱能力、水量、静圧、加温、騒音、振動等)
※ 空調、換気、排煙ダクト風量及び静圧計算
※ 吹出口、吸込口及び排煙口風量
※ 空調、換気ダクト消音及び防振計算
・ ポンプ水量及び揚程計算
・ 配管伸縮量計算
・ 配管防振計算
※ 耐震計算
※ 冷媒管サイズ計算 (冷媒漏えい量含む)
※ 屋外機器の許容騒音計算

(2) 給排水衛生設備
・ 給水量及び引込管口径計算
・ 受水槽及び高置水槽の容量計算
※ 給水、排水、給湯、消火ポンプ水量及び揚程計算
・ 熱源機器容量計算及び関連設備 (給排水、燃料消費、ポンプ水量及び揚程、膨張タンク容量、煙突風量、煙道伸縮、煙道断熱厚、騒音、防振等)
※ 耐震計算
・ 屋外機器の許容騒音計算
※ 飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験員 (事前に監督員の承諾を得る) に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度 および⑫残留塩素の12項目とする。
※ 雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに (概ね3ヶ月以内) 流入水・処理水の水質試験を行う。試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。

b. 施工後、性能確認の為に、必要に応じて、試験要領書を作成し、監理者の確認を受けた上で測定・試験等を行う。試験・試運転調整報告書を作成し、監理者に内容の説明を行う。

3章 空気調和設備工事

- 共通 (付加) a. 各工事の仕様及び性能を確認する検査及び試験は、図示及び1章1.4節、2章2.8節による。

3.1節 空気調和設備工事

● 3.1.1 (付加) 設計温湿度条件

		夏 期		冬 期		中間期	
		湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)
外 気	一般系統	36.9℃	46.1%	0.6℃	50.7%	℃	%
	24時間系統	℃	%	℃	%	℃	%
環 境	一般系統	26℃	50%	22℃	%	℃	%
	目標	℃	%	℃	%	℃	%
調 整		℃	%	℃	%	℃	%
		℃	%	℃	%	℃	%

注) 上記は計画値基準とし、制御保証は別記図示による。

- 3.1.2 (付加) ボイラー等の燃焼装置 (第3編1.1.1) a. パーナーの燃料遮断弁は二重に設ける。
b. ガスパーパーにはガス消費量により「ガスボイラ焼燃設備の安全技術指標」又は「簡易ボイラ等ガス消費機器安全技術指針」によること。
c. パーナーの燃焼制御方式は図示による。

- 3.1.3 (第3編1.1.3) a. 煙道は必要箇所を伸縮継手及び掃除口を設け、材質は下記による。
材質 ※鋼板(一般構造用圧延鋼材)
・ステンレス鋼板(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
なお板厚は、下記による。
・3.2mm (300φ以下) ・4.5mm (300φ以上) ・その他 (図示)
b. ばい煙濃度計取付座及びばいじん量測定口は図示による。
c. 長時間運転が想定される場合、煙道周辺へ熱的影響を及ぼさないよう配慮する。

- 3.1.4 (第3編1.1.4) ばい煙濃度計の投光器及び受光器は下記による。
ばい煙濃度付き ・図示による

- 3.1.5 (付加) ウォールスルーユニット 図示による他、下記による。
(1) 空気調和機本体の室内騒音レベルは、冷房・暖房強運転でSPL=41dB (A) 以下とし、室外騒音レベルは冷房・暖房強運転でSPL=58dB (A) 以下とする。騒音の試験方法はJIS B 8615 (パッケージエアコンディショナ試験方法)の規定による。
(2) 気密性能は運転を停止した状態において内外の圧力差ΔP=1.0MPaにて通気量は10m³/h以下とする。
(3) 耐風圧性能は図示のない場合は平常運転時にて25.0MPa以上とする。静的耐風圧試験は5.0MPaピッチで25.0MPaまで昇圧し、かつ、-5.0MPaピッチで-25.0MPaまで減圧して行い、吹出風量の変化が±20%以内に入るとともに機器本体に異常がないこととする。動的耐風圧試験は周期5secの近似正弦波状の脈動で行い吹出風量などの変化がないこととする。
(4) 水密性能は図示のない場合はJIS A 1414 (建築用構成材及びその構造部分の性能試験方法)の水密試験に定められた試験方法に準じて行い、加圧は平均圧力を10.0MPaとし供試体各部分からの漏水がないことを確認する。

- 3.1.6 (第3編 第14節) ダクト区分

- 3.1.7 (第3編2.2.1) ダクト工法 a. 低圧ダクトの場合、長辺の長さ1,500mm以下のダクトにコーナーボルト工法を ※適用する ・適用しない
b. コーナーボルト工法を適用した場合の工法は其板フランジ工法又はスライドオンフランジ工法とする。

● 3.1.8 (付加) ダクト材質 (第3編1.14.2)

材質	系統・箇所
・グラスウール	・消音系統
・樹脂被覆亜鉛鉄板	・耐食ガス系統
・ステンレス鋼板	・浴室系統 ・厨房系統
・保温付リネンダクト	・制気口接続1m内

- (1) : 保温付リネンダクトの断熱材はGW及びURWとする。植毛材を使用する場合は図示による。

- 3.1.9 (付加) 樹脂被覆亜鉛鉄板ダクト a. ダクト板厚、継目、接合用材料、補強は亜鉛鉄板製ダクトの当該項目による。
b. 被覆面の仕様は特記による。
※塩ビコーティング・エポキシコーティング・テフロンコーティング

- 3.1.10 (付加) ステンレスダクト及び付属品 (第3章3.1.1) 下記事項以外は、共通仕様書ダクト及びダクト付属品、ダクトの製作及び取付けの項に準ずる。
(1) ダクト用材料
1) ステンレス鋼板 JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) によるSUS304を使用する。
2) 鋼材 山形鋼はJIS G 4317 (熱間圧延ステンレス等辺山形鋼)のSUS 304とし、棒鋼はJIS G 4303 (ステン棒鋼)によるSUS 304とする。
3) リベット 冷間成形リベット(JIS B 1213)に準ずるステンレスリベット(SUS 304)とする。
4) ボルト及びナット 六角ボルト(JIS B 1180)及び六角ナット(JIS B 1181)に準ずる(SUS 304)とする。
5) フランジ用ガスケット 発泡クロロプレンゴムで厚さ3mm以上とする。

(2) 寸法 1) 矩形ダクト a) 板厚 (単位: mm)

ダクトの長辺 (低圧ダクト)	板厚	ダクトの長辺 (高圧1,高圧2ダクト)	板厚
450以下	0.5	450以下	0.8
450を超え1,200以下	0.6	450を超え1,200以下	1.0
1,200を超え1,800以下	0.8	1,200を超えるもの	1.2
1,800を超え2,200以下	1.0		
2,200を超えるもの	1.2		

2) スパイラルダクト (単位: mm)

径 (低圧ダクト)	板厚	径 (高圧1,高圧2ダクト)	板厚
550φ以下	0.5	250φ以下	0.5
550φを超え800φ以下	0.6	250φを超え550φ以下	0.6
800φを超え1,000φ以下	0.8	550φを超え800φ以下	0.8
1,000φを超えるもの	1.0	800φを超え1,000φ以下	1.0
		1,000φを超えるもの	1.2

- (3) その他 ダクトの補強、つり及び支持等は、「SHASE-S 010-2007 第2編 空調設備工事 3ダクト設備工事」の当該項目による。

- 3.1.11 (付加) 硬質ポリ塩化ビニル製ダクト (第3章3.1.2) ダクトの仕様は、「SHASE-S 010-2007 第2編 空調設備工事 3ダクト設備工事」の当該項目による。

- 3.1.12 (付加) グラスウール製ダクト (円形ダクト) (第3編1.14.8) (第3編2.2.6.4) ダクトの仕様 (円形ダクト、長方形ダクト) は、標準仕様による他、「SHASE-S 010-2007 第2編 空調設備工事 3ダクト設備工事」の当該項目による。

- 3.1.13 (付加) ダンパー (第3編1.15.6-12) (第3編2.3.3) (付加) a. 耐食性を要求される部分に設ける全てのダンパーの羽根軸連結は外部方式とし、ケーシング・羽根・軸・軸受等流体接触部分は全て耐食材料を使用すること。
b. 耐食材料は、下記特記及び区分による。
材質 系統・箇所
・
・
・
・
c. 防火区画貫通部分は、空調換気ダクト用FD (通常72℃、火気使用は120℃)
d. FD、HFD、SFDについては、日本防排煙工業会構造基準適合認定品等とする。
e. 防煙ダンパー復帰方式 (※遠隔) 定格入力DC24V, 0.7A以下
f. ピストンダンパー復帰方式 (※遠隔) ・

- 3.1.14 (付加) チャンパー (付加) (第3編1.14.4) (付加) (第3編2.2.6.1) a. 消音内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。
b. 消音内貼りを施したチャンパーは、容易に内部の点検が行える構造とする。
c. サプライチャンパー、レターンチャンパーの板厚は、高圧ダクトの仕様を適用する。
d. ダクト接続型の空気調和器等に取り付けるサプライチャンパー、レターンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検港を設けるものとし点検港の大きさは下記の通りとする。
・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750
e. 外壁に するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは が滞留しないようにする。

- 3.1.15 (付加) 風量測定口 (第3編1.14.11) (第3編2.2.6.5) 取付け箇所 (・図示した位置 ※送風機吐出ダクト又は吸込みダクト ※外気取入れダクト ※空調機出口チャンパの分岐ダクト)

- 3.1.16 (付加) 湿度計 (第3編1.14.12) 空気調和機 (パッケージ形を含む) のサプライチャンパー、レターンチャンパー、レターンダクト、外気ダクト、その他監理者の指示する箇所に湿度計を取付ける。

● 3.1.17 (第2編2.2.1) (第2編2.1.2) (第2編2.2.1) 配管材料及び配管付属品は下記による。

項目	用途	管 種	継 手	弁 類	
				50A以下	65A以上
冷却水	開放系	※水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PA)	※同左 (管端防食形)	※青銅	※鋳鉄
		・配管用炭素鋼鋼管(白)	・同左	・青銅	・鋳鉄
閉閉系	閉閉系	・一般配管用ステンレス鋼管(SUS304)	・同左	・同左	・同左
		※配管用炭素鋼鋼管(白)	※同左	※青銅	※鋳鉄
冷水	開放系	※配管用炭素鋼鋼管(白) (2.0MPa未満)	※同左	※青銅	※鋳鉄
		・圧力配管用炭素鋼鋼管(2.0MPa以上) STPG370黒管Sch40	・同左	・ダクタイル鋳鉄	・ダクタイル鋳鉄
温水	開放系	・水道用硬質塩化ビニル管(鋼管付) ※水道用硬質塩化ビニル管(鋼管付) (2.0MPa以上)	・同左 (管端防食形)	・青銅	・鋳鉄(チロフインゴ)
		・一般配管用ステンレス鋼管(SUS304)	・同左	・同左	・同左
閉閉系	閉閉系	※配管用炭素鋼鋼管(白)	※同左	※青銅	※鋳鉄
		・圧力配管用炭素鋼鋼管(2.0MPa以上) STPG370黒管Sch40	・同左	・ダクタイル鋳鉄	・ダクタイル鋳鉄
ドレン	開放系	・配管用炭素鋼鋼管(白)	・同左		
		※高耐腐食樹脂強化塩化ビニル管	※同左		
蒸気	蒸気往管	※配管用炭素鋼鋼管(黒) (0.2MPa未満)	・同左	・青銅	・鋳鉄
		※圧力配管用炭素鋼鋼管(0.2MPa以上) STPG370黒管Sch40	・同左	・ダクタイル鋳鉄	・ダクタイル鋳鉄
蒸気還水管	開放系	・配管用ステンレス鋼管(SUS304)	※同左	※ダクタイル鋳鉄	※ダクタイル鋳鉄
		・圧力配管用炭素鋼鋼管(2.0MPa以上) STPG370黒管Sch40	・同左	・青銅	・ダクタイル鋳鉄
油	油	※一般配管用ステンレス鋼管(SUS304)	※同左	※ダクタイル鋳鉄	※鋳鉄
		・配管用炭素鋼鋼管(SUS304)	・同左	・青銅	・鋳鉄
通気	通気	※配管用炭素鋼鋼管(黒)	※同左	※ダクタイル鋳鉄	※鋳鉄
		※配管用炭素鋼鋼管(黒)	※同左		
冷媒	冷媒	※断熱材被覆銅管	※同左	※青銅	
		・被覆銅管	・同左	・青銅	
ブライン	ブライン	・銅及び銅合金の継目継ぎ(L)	・同左	・青銅	
		※配管用炭素鋼鋼管(黒)	※同左	※青銅	※鋳鉄
補給水管	加水管	※一般配管用ステンレス鋼管(SUS304)	※同左	※同左	※同左
		・水道用硬質塩化ビニル管(鋼管付) ※同左(φ7内径)	※同左(φ7内径)	※同左(φ7内径)	※同左(φ7内径)
加温管	加温管	・配管用炭素鋼鋼管(白)	※同左	※青銅	※鋳鉄

3.2節 換気設備工事

- 3.2.1 (第3編1.14.1) (第3編2.2.1) ダクト区分 ダクトの区分は「標仕」表3.1.14による。
- 3.2.2 (第3編2.2.1~2.2.4) ダクト工法 a. 低圧ダクトの場合、長辺の長さ1,500mm以下のダクトにコーナーボルト工法を ※適用する ・適用しない
b. コーナーボルト工法を適用した場合の工法は其板フランジ工法又はスライドオンフランジ工法とする。
c. 厨房の主ダクト及び湾曲部等必要な箇所側面に、清掃用点検口を設ける。
d. 厨房・浴室などの多湿場所のダクトには、下部に設けないものとする。
e. 厨房・浴室などの多湿場所のダクトには、木板用タッピングを設ける。
f. 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管 (VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VPP) を使用できる。
※浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) ・

- 3.2.3 (付加) ダクト材質 (第3編1.14.2) a. 特記なき限り亜鉛鉄板製とする他、下記特記及び図示による。
材質 系統・箇所
・グラスウール ・消音系統
・樹脂被覆亜鉛鉄板 ・耐食ガス系統
・ステンレス鋼板 ・浴室系統 ・厨房系統
・硬質塩化ビニル板 ・耐食ガス系統屋外 ・浴室系統屋外
・
・
b. 耐火ダクトの仕様は3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。

- 3.2.4 (付加) ダクト板厚 (第3編2.2.2.2) 厨房排気用の亜鉛鉄板製ダクトの板厚は空調ダクトの板厚の1サイズアップとする。

- 3.2.5 (付加) 樹脂被覆亜鉛鉄板ダクト 3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。

- 3.2.6 (付加) ステンレス及び付属品 3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。

- 3.2.7 (付加) 硬質ポリ塩化ビニル製ダクト 3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。

- 3.2.8 (付加) グラスウール製ダクト 3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。

- 3.2.9 (第3編1.15.6-12) (第3編2.3.3) ダンパー 3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。

- 3.2.10 (第3編1.14.4) (第3編2.2.6.1) チャンパー 3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。

- 3.2.11 (付加) 風量測定口 (第3編1.14.11) (第3編2.2.6.5) 取付位置は (・図示した位置 ※送風機の吐出ダクト又は吸込みダクト) とする。
- 3.2.12 (第3編1.14.6) 排気フード a. 排気フード材質は下記による。
※ SUS ・鋼板 ・その他 () ・図示による
b. 厨房用排気フードは黄銅製コック又はプラグを設けること。
- 3.2.13 (付加) その他 a. 上記以外の項目は、3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。
b. 外気に面する給排気ガラリ、給排気口には防鳥網・防虫網等の措置を行うこと。
c. 厨房排気メインダクトには、15m程度ごとに点検口 (600×400) を設ける。

3.3節 排煙設備工事

- 3.3.1 (付加) 排煙口 (第3編1.15.5) (第3編1.15.8) (第3編1.15.9) a. 制御・操作・復帰方法は下記による。
制御方式 (※電気式 ・機械式)
操作方法 (※遠方 ※手元遠隔 (建築基準法の手動開放装置) ・本体)
復帰方法 (※遠方 ※手元遠隔 (建築基準法の手動開放装置) ・本体)
b. 手動開放装置の設置位置は FL+800~1500を基準とし、見やすい方法で 使用法を表示する。
c. 天井チャンパー方式の排煙ダンパーは、当該防煙区画内に設置すること。

- 3.3.2 (付加) 排煙風量測定 (第3編1.15.9) 建築設備定期検査業務指導書 (日本建築設備安全センター) の排煙風量検査方法に準ずる。

- 3.3.3 (第3編2.2.5) (付加) ダクト材質 (付加) a. ダクトの材質は下記による。
※ 亜鉛鉄板製 ()
b. 耐火ダクトの仕様は3.1節 空気調和設備工事の当該項目による。
c. 排煙ダクトには漏気対策としてアルミテープを貼る。

- 3.3.4 (付加) 排煙機 (第3編1.11.4) a. 排煙機は建築基準法適合品とし、旧BCJ防災性能認定品又は同等品とする。

- 3.3.5 (付加) その他 a. 排煙設備の電気配線や予備電源に関する規定は、平成12年建設省告示第1382号を適合する。
b. 天井チャンパー排煙方式の天井有効開口率は1%とする。

3.4節 自動制御設備工事

- 3.4.1 (付加) 電動弁 (第4編1.2.3.1) a. 異常な発熱、振動及び騒音などを発しないものとする。
b. 開閉状態を転送表示するための電気接点は以下による。
() ・設ける ※ 製造者標準とする)
c. 耐圧仕様は、2.2.1 配管工事の耐圧区分による。

- 3.4.2 (付加) 電磁弁 (第4編1.2.3.2) a. 電磁コイルは、電気配線に必要な端子を有し、コイル騒音が少ないものとする。
b. 耐圧仕様は、2.2.1 配管工事の耐圧区分による。

- 3.4.3 (付加) 電動ダンパー (付加) (第4編1.2.3.3) a. 異常な発熱、振動及び騒音などを発しないものとする。
b. 開閉状態を転送表示するための電気接点を設ける場合は、図示による。

- 3.4.4 (置換) 中央監視制御装置 (第4編1.4.1) (第4編1.4.2) (付加) a. 記録用紙他消耗品などは次のものの他、記録媒体 (1年分格納可能な) の 予備を備える。
(イ) ヒューズ・・・・・・・・・・・・・・現用数の20% (種別毎に最低1個)
(ロ) 記録用紙 { 作表用印字装置・・・・・・・・・・・・400枚 (印字装置1台あたり)
種用印字装置・・・・・・・・・・・・1,000枚 (印字装置1台あたり)
(ハ) インクカートリッジ・・・・・・・・・・・・100% (印字装置1台あたり)
(印字方式により必要な場合)

- 3.4.5 (付加) 制御盤 (第4編1.3.1) (付加) a. 屋内用キャビネットの材質は、下記による。
※ 鋼板製 ・ステンレス製
b. 屋外用キャビネットの材質は、下記による。
※ 溶融亜鉛めっき鋼板製 ・ステンレス製 ・ガルバリウム鋼板製

- 3.4.6 (付加) UPS装置 (第4編1.4.2.9) a. 装置は、整流器・蓄電池・インバータなどから構成され、JIS C 4411-3 (交流無停電電源装置) により停電時には負荷に対して無停電で交流電力の供給が行われるものとする。
b. 故障時及び保守点検時の交流直送回路とインバータ装置出力回路は自動及び手動にて切替えられるものとする。
c. 蓄電池設備は、電気設備工事特記仕様書に準ずる。
d. 下記の環境条件において正常に動作するものとする。
温度 : 5~40℃DB
湿度 : 30~80%RH
e. 高圧回路を有する場合は電気設備工事特記仕様書に準ずる。
f. 予備品は次のものを備える。
・ランプ及びヒューズ・・・・現用数の20% (種別ごとに最低1個)

- 3.4.7 (付加) 電気計装用機材 (第4編1.5.1) 使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

- 3.4.8 (付加) 空気配管工事 漏洩テストは、管内圧力を使用空圧の1.5倍 (ただし、最大0.6MPa (6kgf/cm²)) に加圧して2時間以上放置した後の圧力降下は、5%以下とする。

- 3.4.9 (付加) 電磁ノイズ対策 a. 静電誘導ノイズ対策として、ノイズ源と信号線は十分な離隔を取るとともに、必要に応じてシールド線を用いる。
b. 電磁誘導ノイズ対策として、電力線と信号線の平行布設は避ける。平行する場合は、信号線のシールド付ベア線とし金属管に収める。
c. 同一ケーブルラックに強電・弱電線と一緒に布設する場合は、できる限り離隔を取り、セパレータを設ける。
d. インバータを使用する機器の電力線は金属管に収めるか、シールドケーブル配線とする。またインバータ本体より電源及びアース線を平行に供給する。

- 3.4.10 (付加) 総合試運転調整 (第4編2.4.2) 総合試運転調整は、各機器単体と各装置が有機的に結合されて、設計図書に示された機能を満足することを確認する。ただし、調整時期などの関係から、所定の条件が得られない場合は、模擬入力などによる方法で調整を行い、所定の条件が得られた時に微調整及び確認を行う。

4章 給排水衛生設備工事	
● 共通 (付加)	a. 各工事の仕様及び性能を確認する検査及び試験は、図示及び1章1.4節、2章2.8節による。
4.1節 衛生器具設備	
○ 4.1.1 鏡 (第5編1.1.9)	図示のない場合は450mm×600mmとする。
○ 4.1.2 化粧棚 (第5編1.1.10)	図示のない場合は450mm×140mmとする。
● 4.1.3 (付加) 紙巻器	図示のない場合は下記による。 ・ステンレス製のタナ1連形 ※ ステンレス製のタナ2連形 ・その他()
○ 4.1.4 和風便器の耐火カバー (第5編2.1.1)	※ 設ける(ピット内は除く) ・ 設けない
○ 4.1.5 (付加) 洗浄弁 (第5編1.1.2) (第5編1.1.3) (第5編1.1.8)	中水及び雨水利用している雑用水系統の便器用洗浄弁は中水仕様品とする。
● 4.1.6 小便器用節水装置	JIS B 2026 (自動水栓) による電気開閉式とし、小便器 (※一体形・分離形) とする。
○ 4.1.7 バリアフリー対応	・小便器 ※ 全部ストール形 ・一部ストール形 手すり (・本工事 ※ 別途工事) ・洗面器 ※ 自動水栓 (・全部 ※ 一部) ・レバー式水栓 (一部) ・シャワー ※ サーマスタット式 ・ ミキシング式 ※ スライドバー ・ フック ※ 止水機能付節水形シャワーヘッド ・鏡 ※ 600×800 (耐食鏡) ・ 傾斜鏡 (・照明無 ・ 照明付)
● 4.1.8 衛生器具付属水栓	(1) 器具付属止水水栓は ※ トライバー式 ・ ハンドル式 (2) 木抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。
● 4.1.9 自動水栓類の電源	※ AC100V ・ 乾電池等 ・ 自己発電
● 4.1.10 暖房便座	(1) JIS A 4422 (温水洗浄便座) とする。 (2) 機能種別 ※ 温水洗浄 ※ 脱臭 ・ 温風乾燥 ・ トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※ 網開式 ・ 貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・ AC100V ・ 乾電池等 ※ 自己発電
● 4.1.11 大便器洗浄弁・洗浄用タンク	器具表又は下記の場合を除き、※ 節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※ 手動式・電気開閉式 (※ センサー式・タッチスイッチ式) ・上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。
○ 4.1.12 大便器耐火カバー	※ 設ける (ピット内は除く) ・ 設けない
○ 4.1.13 掃除用洗剤	※ 共栓なしとする。 ・ 共栓付とする。
● 4.1.14 排水器具用ゴム継手	※ 使用できる ・ 使用できない
○ 4.1.15 標記板	大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。
○ 4.1.16 水せつけん入れ	せつけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗いに設ける。
● 4.1.17 擬音装置	・ 女子用トイレブースに設置する。(※ 本工事 ・ 別途工事) ・ 男子用トイレブースに設置する。(※ 本工事 ・ 別途工事) ・ 多目的トイレブースに設置する。(※ 本工事 ・ 別途工事)
● 4.1.18 その他	衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。

4.2節 給水設備																																																																																										
● 4.2.1 配管材料 (第2編2.1.1) (第2編2.1.2) (第2編2.2.1)	配管材料及び配管付属品は下記による。																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">管種</th> <th rowspan="2">継手</th> <th colspan="2">弁類</th> </tr> <tr> <th>50A以下</th> <th>65A以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">給</td> <td rowspan="2">上水引込</td> <td>※ 水道局指定</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> </tr> <tr> <td>※ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)</td> <td>※ 同左 (コア内蔵)</td> <td>※ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>※ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地中埋設</td> <td>・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)</td> <td>・ 同左 (コア内蔵)</td> <td>・ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td>○ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS316)</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 同左</td> </tr> <tr> <td>・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td>・ 水道用ポリエチレン二層管</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td>○ 水道配用水ポリエチレン管</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td>○ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">水</td> <td rowspan="2">上水給水管</td> <td>・ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)</td> <td>・ 同左 (コア内蔵)</td> <td>・ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td>・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)</td> <td>・ 同左 (コア内蔵)</td> <td>・ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td>・ 便所天井内、P S 内 (注5)</td> <td>※ 高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 便所天井内</td> <td>※ ポリブテン管 (10mm保温付)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ ポリブテン管</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 配管用ステンレス鋼管 (SUS304) (MPa以上)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">雑用水給水管</td> <td>※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> </tr> <tr> <td>・ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)</td> <td>・ 同左 (コア内蔵)</td> <td>・ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td>・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)</td> <td>・ 同左 (コア内蔵)</td> <td>・ 青銅 (コア内蔵)</td> <td>・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)</td> </tr> <tr> <td>※ 配管用ステンレス鋼管 (SUS304) (MPa以上)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> </tr> </tbody> </table>	項目	用途	管種	継手	弁類		50A以下	65A以上	給	上水引込	※ 水道局指定	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)	※ 同左 (コア内蔵)	※ 青銅 (コア内蔵)	※ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	地中埋設	・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	○ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS316)	・ 同左	・ 同左	・ 同左	・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)	・ 同左	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	・ 水道用ポリエチレン二層管	・ 同左	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	○ 水道配用水ポリエチレン管	・ 同左	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	○ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)	※ 同左	※ 同左	※ 同左	水	上水給水管	・ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	・ 便所天井内、P S 内 (注5)	※ 高密度ポリエチレン管 (32A以上)				・ 便所天井内	※ ポリブテン管 (10mm保温付)				・ 便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ ポリブテン管				※ 配管用ステンレス鋼管 (SUS304) (MPa以上)	※ 同左	※ 同左	※ 同左	雑用水給水管	※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)	※ 同左	※ 同左	※ 同左	・ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)	※ 配管用ステンレス鋼管 (SUS304) (MPa以上)	※ 同左	※ 同左	※ 同左
項目	用途					管種	継手	弁類																																																																																		
		50A以下	65A以上																																																																																							
給	上水引込	※ 水道局指定	※ 同左	※ 同左	※ 同左																																																																																					
		※ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)	※ 同左 (コア内蔵)	※ 青銅 (コア内蔵)	※ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																					
	地中埋設	・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																					
		○ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS316)	・ 同左	・ 同左	・ 同左																																																																																					
		・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)	・ 同左	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																					
		・ 水道用ポリエチレン二層管	・ 同左	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																					
		○ 水道配用水ポリエチレン管	・ 同左	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																					
		○ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)	※ 同左	※ 同左	※ 同左																																																																																					
	水	上水給水管	・ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																				
			・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																				
・ 便所天井内、P S 内 (注5)		※ 高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																																								
・ 便所天井内		※ ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																																								
・ 便所空腔壁内又は衛生器具等接続管		※ ポリブテン管																																																																																								
※ 配管用ステンレス鋼管 (SUS304) (MPa以上)		※ 同左	※ 同左	※ 同左																																																																																						
雑用水給水管		※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)	※ 同左	※ 同左	※ 同左																																																																																					
		・ 水道用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (VD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																					
		・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅 (コア内蔵)	・ 鋳鉄 (ナイロンコーティング)																																																																																					
		※ 配管用ステンレス鋼管 (SUS304) (MPa以上)	※ 同左	※ 同左	※ 同左																																																																																					
	(注) 1. SUSとは、JIS G 3448 またはJWWA G 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮 ※ グラブレス ・ 拡張) 便所・廊下流し廻り露出配管 (※ 拡張) とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JWS-11による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接続する場合は、接続部が容易に点検できるように点検用柵を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE100) を採用し、管と継手を電気融着にて接続するものをいう。																																																																																									
● 4.2.2 水量器 (第2編2.2.16)	※ 親メーター 水道事業者指定 (※ 貸与品 ・ 買取り) ・ 子メーター 水道事業者指定 (※ 買取り ・ 貸与品) ・ 凍結防止カバー (・ 設ける ・ 設けない)																																																																																									
● 4.2.3 水量器柵 (第5編1.8.4)	※ 親メーター用 ※ 水道事業者指定品 ・ 標準M形 ・ 子メーター用 ・ 水道事業者指定品 ※ 標準M形																																																																																									
● 4.2.4 水栓柱 (第2編2.2.23)	※ 合成樹脂製 ・ 人造石とぎ出し製 ・ ステンレス製 ・ 不凍水栓 ・ その他 () ◎ 防寒コンクリート水栓柱 (1200L)																																																																																									
● 4.2.5 (付加) 水栓の開口部に隣した水の逆流防止装置等	水栓の開口部に隣した水の逆流防止装置は下記による。 ※ 吐水口空間確保 (SHASE-S206-2000) ・ バキュームブレーカー設置 ・ 逆止弁 ・ その他 ()																																																																																									
● 4.2.6 (付加) 給水管の凍結防止	給水管の凍結防止は下記による。 屋外埋設管 ※ 凍結深度以下への埋設 (凍結深度 GI- m) ・ その他 () 室内配管 ・ テープヒータ ・ 室内暖房 ※ 水抜き栓 ・ その他 (防凍保温) 散水栓立上がり管 ・ 水抜き栓 ※ 不凍水栓柱 ・ その他 ()																																																																																									
● 4.2.7 水栓	※ 給湯用 水栓を除き大きき呼び13の水栓は、節水コマとする。																																																																																									
● 4.2.8 建物導入部配管	※ 埋設用フレキシブルジョイント 2本をL字状に設ける。																																																																																									
● 4.2.9 本管取出し	※ 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。																																																																																									

4.3節 排水設備																																																																															
● 4.3.1 配管材料 (第2編2.1.1) (第2編2.1.2) (第2編2.2.1)	配管材料及び配管付属品は下記による。																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">管種</th> <th rowspan="2">継手</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外排水管</td> <td>・ プレキャスト鉄筋コンクリート製品 ◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ・ VP) (・RF-VP ・ RS-VP)</td> <td>※ 同左</td> <td>RF-VPは150A以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">汚水排水管</td> <td>※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>※ 同左 (MD)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (※ VP ※ RF-VP)</td> <td>※ 同左</td> <td>ピット内 RF-VPは150A以下</td> </tr> <tr> <td>・ 排水・通気用耐火二層管 (A以上)</td> <td>・ 同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">雑排水管</td> <td>※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>※ 同左 (MD)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 配管用炭素鋼管 (白)</td> <td>※ 同左 (トレス)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ※ RF-VP)</td> <td>※ 同左</td> <td>ピット内 RF-VPは150A以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">雨水排水管</td> <td>※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>※ 同左 (MD)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 配管用炭素鋼管 (白)</td> <td>※ 同左 (トレス)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ※ RF-VP)</td> <td>※ 同左</td> <td>ピット内 RF-VPは150A以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通気管</td> <td>・ 排水用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (40A以上)</td> <td>・ 同左</td> <td>湿り通気のみ</td> </tr> <tr> <td>※ 配管用炭素鋼管 (白)</td> <td>※ 同左</td> <td>厨房・給湯系統には使用しない</td> </tr> <tr> <td>※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (40A未満)</td> <td>※ 同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">厨房排水管</td> <td>・ ナイロンコーティング鋼管</td> <td>・ 同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>※ 同左</td> <td>厨房用MD</td> </tr> <tr> <td>※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)</td> <td>※ 同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポンプアップ</td> <td>※ 排水用ノックオン型 樹脂装管</td> <td>・ 同左 (コア内蔵)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)</td> <td>・ 同左 (TS 兼 T)</td> <td>耐圧0.75MPaまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シンダー埋設</td> <td>※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)</td> <td>※ 同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 強化ポリプロピレン二層管 (GRP)</td> <td>※ 同左</td> <td>厨房内熱湯排水系統</td> </tr> </tbody> </table>	項目	用途	管種	継手	備考	屋外排水管	・ プレキャスト鉄筋コンクリート製品 ◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ・ VP) (・RF-VP ・ RS-VP)	※ 同左	RF-VPは150A以下	汚水排水管	※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	※ 同左 (MD)			◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (※ VP ※ RF-VP)	※ 同左	ピット内 RF-VPは150A以下	・ 排水・通気用耐火二層管 (A以上)	・ 同左		雑排水管	※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	※ 同左 (MD)			※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左 (トレス)			◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ※ RF-VP)	※ 同左	ピット内 RF-VPは150A以下	雨水排水管	※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	※ 同左 (MD)			・ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左 (トレス)			◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ※ RF-VP)	※ 同左	ピット内 RF-VPは150A以下	通気管	・ 排水用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (40A以上)	・ 同左	湿り通気のみ	※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左	厨房・給湯系統には使用しない	※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (40A未満)	※ 同左		厨房排水管	・ ナイロンコーティング鋼管	・ 同左		※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	※ 同左	厨房用MD	※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	※ 同左		ポンプアップ	※ 排水用ノックオン型 樹脂装管	・ 同左 (コア内蔵)		◎ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)	・ 同左 (TS 兼 T)	耐圧0.75MPaまで	シンダー埋設	※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	※ 同左		※ 強化ポリプロピレン二層管 (GRP)	※ 同左	厨房内熱湯排水系統
項目	用途						管種	継手	備考																																																																						
		屋外排水管	・ プレキャスト鉄筋コンクリート製品 ◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ・ VP) (・RF-VP ・ RS-VP)	※ 同左	RF-VPは150A以下																																																																										
汚水排水管	※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	※ 同左 (MD)																																																																													
	◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (※ VP ※ RF-VP)	※ 同左	ピット内 RF-VPは150A以下																																																																												
	・ 排水・通気用耐火二層管 (A以上)	・ 同左																																																																													
雑排水管	※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	※ 同左 (MD)																																																																													
	※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左 (トレス)																																																																													
	◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ※ RF-VP)	※ 同左	ピット内 RF-VPは150A以下																																																																												
雨水排水管	※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	※ 同左 (MD)																																																																													
	・ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左 (トレス)																																																																													
	◎ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ※ RF-VP)	※ 同左	ピット内 RF-VPは150A以下																																																																												
通気管	・ 排水用硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管 (40A以上)	・ 同左	湿り通気のみ																																																																												
	※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左	厨房・給湯系統には使用しない																																																																												
	※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (40A未満)	※ 同左																																																																													
厨房排水管	・ ナイロンコーティング鋼管	・ 同左																																																																													
	※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	※ 同左	厨房用MD																																																																												
	※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	※ 同左																																																																													
ポンプアップ	※ 排水用ノックオン型 樹脂装管	・ 同左 (コア内蔵)																																																																													
	◎ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HVP)	・ 同左 (TS 兼 T)	耐圧0.75MPaまで																																																																												
シンダー埋設	※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	※ 同左																																																																													
	※ 強化ポリプロピレン二層管 (GRP)	※ 同左	厨房内熱湯排水系統																																																																												
● 4.3.2 (付加) 洗面器等の排水管	※ 洗面器等の流しなどの排水トラップから床土までの配管は耐熱硬質塩化ビニル管 (HTVP) とする。 ※ 高さ 60m 以上の雨水立て管の最下階は配管用炭素鋼管 (白) とし、フランジ接続又は溶接接続とする。 ※ 排水用ノンコントロールエポキシ塗装鋼管をポンプアップ系統に用いる場合は、圧力配管用抜け防止グリップ継手とする。(0.35MPa以下、150A以下)																																																																														
○ 4.3.3 (付加) 満水試験継手 (第2編2.4.8)	※ 洗面器、手洗い器などの器具排水管は、トラップ口径より1サイズアップとする。 3階以上にわたる雨水立て管には、各階ごとに次の継ぎ手を設ける。 ※ 掃除口付きソケット ・ 満水試験用掃除口ソケット ・ その他 ()																																																																														
○ 4.3.4 (付加) グリース阻集器 (第5編1.7.8) (第5編2.1.1)	a. 耐火カバー ※ 設ける ・ 設けない b. 材質 ※ SUS製 ・ FRP製 ・ 鋳鉄製 ・ () c. 阻集器の構造は、SHASE-S217に適合するもので日本阻集器工業会認定品等とする。																																																																														
○ 4.3.5 (付加) 排水槽	a. 排水槽の構造は建築基準法告示50-1597に準拠するものとする。 b. 排水槽の構造は東京都ビルベイト対策指導要綱に準拠するものとする。 ・ 底部は 1/10~1/15 の勾配とし、防臭型マンホール600φを設ける。																																																																														
● 4.3.6 (付加) 排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	・ 排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置は下記による。 衛生陶器 ※ JIS A 5207 による ・ その他 () 排水トラップ ※ JIS A 4002 及び 4421 による ・ その他 () ・ 排水トラップは、掃除口を有するもの、又は、その一部が容易に取り外せるもの等の容易に掃除が出来る構造とする。																																																																														
● 4.3.7 (付加) 排水管径算定手法	排水管算定手法は下記による。 ※ 排水負荷単位法 ・ 定常流量法 (SHASE-S206-2000) ・ その他 ()																																																																														
● 4.3.8 (付加) 下水本管に接続する排水横主管の排水量	下水本管に接続する排水横主管の排水量は下記による。 ※ 排水負荷 ・ その他 (/s)																																																																														

○ 4.3.9 (付加) 雨水電動遮断弁 (第5編1.9.1)	雨水電動遮断弁は下記による。 ※ ナイフ仕切弁 ・ 偏心式プラグ弁 ・ バタフライ弁																																																						
4.4節 給湯設備																																																							
● 4.4.1 配管材料 (第2編2.1.1) (第2編2.1.2) (第2編2.2.1)	配管材料は下記による。																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">管種</th> <th rowspan="2">継手</th> <th colspan="2">弁類</th> </tr> <tr> <th>50A以下</th> <th>65A以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給湯</td> <td rowspan="3">循環式給湯管</td> <td>※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> </tr> <tr> <td>・ 水道用耐熱性硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管</td> <td>・ 同左 (コア内蔵)</td> <td>・ 青銅</td> <td>・ ステンレス</td> </tr> <tr> <td>・ ポリブデン管ポリエチレン</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一過式給湯管</td> <td rowspan="3">一過式給湯管</td> <td>※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鋼及び銅合金の継目無管 (M)</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 青銅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 外面被覆鋼管</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 青銅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ポリブデン管ポリエチレン</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 同左</td> <td>・ 同左</td> </tr> </tbody> </table>	項目	用途	管種	継手	弁類		50A以下	65A以上	給湯	循環式給湯管	※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)	※ 同左	※ 同左	※ 同左	・ 水道用耐熱性硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅	・ ステンレス	・ ポリブデン管ポリエチレン	・ 同左	・ 同左	・ 同左	一過式給湯管	一過式給湯管	※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)	※ 同左	※ 同左		・ 鋼及び銅合金の継目無管 (M)	・ 同左	・ 青銅		・ 外面被覆鋼管	・ 同左	・ 青銅				・ ポリブデン管ポリエチレン	・ 同左	・ 同左	・ 同左												
項目	用途					管種	継手	弁類																																															
		50A以下	65A以上																																																				
給湯	循環式給湯管	※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)	※ 同左	※ 同左	※ 同左																																																		
		・ 水道用耐熱性硬質塩化ビニル(UPVC)鋼管	・ 同左 (コア内蔵)	・ 青銅	・ ステンレス																																																		
		・ ポリブデン管ポリエチレン	・ 同左	・ 同左	・ 同左																																																		
一過式給湯管	一過式給湯管	※ 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304)	※ 同左	※ 同左																																																			
		・ 鋼及び銅合金の継目無管 (M)	・ 同左	・ 青銅																																																			
		・ 外面被覆鋼管	・ 同左	・ 青銅																																																			
		・ ポリブデン管ポリエチレン	・ 同左	・ 同左	・ 同左																																																		
● 4.4.2 安全装置	逃がし弁はJIS B 8210、膨脹管はJIS B 8201に規定された構造のものとする。																																																						
4.5節 消火設備																																																							
○ 4.5.1 配管材料 (第2編2.1.1) (第2編2.1.2) (第2編2.2.1)	配管材料及び配管付属品は下記による。 ※ 下記による ・ 図示による																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">管種</th> <th rowspan="2">継手</th> <th colspan="2">弁類</th> </tr> <tr> <th>50A以下</th> <th>65A以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消</td> <td rowspan="3">一般消火管</td> <td>※ 配管用炭素鋼管 (白)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 青銅</td> <td>※ 鋳鉄</td> </tr> <tr> <td>※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 配管用炭素鋼管 (白)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 青銅</td> <td>※ 鋳鉄</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火</td> <td rowspan="2">埋設配管</td> <td>※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火</td> <td rowspan="2">ガス系消火管</td> <td>※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	用途	管種	継手	弁類		50A以下	65A以上	消	一般消火管	※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左	※ 青銅	※ 鋳鉄	※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄		※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左	※ 青銅	※ 鋳鉄	火	埋設配管	※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄		※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄		火	ガス系消火管	※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄		※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄													
項目	用途					管種	継手	弁類																																															
		50A以下	65A以上																																																				
消	一般消火管	※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左	※ 青銅	※ 鋳鉄																																																		
		※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄																																																			
		※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左	※ 青銅	※ 鋳鉄																																																		
火	埋設配管	※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄																																																			
		※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄																																																			
火	ガス系消火管	※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄																																																			
		※ 圧力配管用炭素鋼管 (クワール440)	※ 同左	※ 鋳鋼又は可鍛鋳鉄																																																			
4.6節 厨房機器設備																																																							
○ 4.6.1 (付加) 厨房機器 (第5編1.6.1)	機器の寸法は概略寸法とする。																																																						
○ 4.6.2 厨房機器の転倒防止 (第5編2.2.6)	原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒および位置ずれを起こさないよう、床または壁に堅固に取り付ける。																																																						
○ 4.6.3 シンク用水栓	※ レバー式泡沫水栓 ・ 自動水栓																																																						
○ 4.6.4 安全装置の機能の適用	標準仕様書 第5編1.6.1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																																						
4.7節 ガス設備																																																							
○ 4.7.1 配管材料 (第6編2.1.1) (第6編3.1.1)	配管材料及び配管付属品は下記による。																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">管種</th> <th rowspan="2">継手</th> <th colspan="2">弁類</th> </tr> <tr> <th>50A以下</th> <th>65A以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都市ガス</td> <td rowspan="2">埋設配管</td> <td>※ ガス事業者の供給規定による</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> </tr> <tr> <td>※ ガス事業者の供給規定による</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液化石油ガス</td> <td rowspan="3">屋内配管</td> <td>※ 配管用炭素鋼管 (白)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 液化石油ガス法検定合格品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 配管用炭素鋼管 (クワール鋼管)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 液化石油ガス法検定合格品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ガス用ポリエチレン管</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 液化石油ガス法検定合格品</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ガス用ステンレス鋼フレキシブル管</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 液化石油ガス法検定合格品</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液化石油ガス</td> <td rowspan="2">土中埋設配管</td> <td>※ 100φ 外面被覆鋼管 (PLP) (100A以上)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 液化石油ガス法検定合格品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ ガス用ポリエチレン管 (PE) (80A以下)</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 液化石油ガス法検定合格品</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート埋設配管</td> <td>※ ガス用ポリエチレン管</td> <td>※ 同左</td> <td>※ 液化石油ガス法検定合格品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	用途	管種	継手	弁類		50A以下	65A以上	都市ガス	埋設配管	※ ガス事業者の供給規定による	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ ガス事業者の供給規定による	※ 同左	※ 同左	※ 同左	液化石油ガス	屋内配管	※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品		・ 配管用炭素鋼管 (クワール鋼管)	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品		・ ガス用ポリエチレン管	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品				・ ガス用ステンレス鋼フレキシブル管	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品		液化石油ガス	土中埋設配管	※ 100φ 外面被覆鋼管 (PLP) (100A以上)	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品		※ ガス用ポリエチレン管 (PE) (80A以下)	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品			コンクリート埋設配管	※ ガス用ポリエチレン管	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品	
項目	用途					管種	継手	弁類																																															
		50A以下	65A以上																																																				
都市ガス	埋設配管	※ ガス事業者の供給規定による	※ 同左	※ 同左	※ 同左																																																		
		※ ガス事業者の供給規定による	※ 同左	※ 同左	※ 同左																																																		
液化石油ガス	屋内配管	※ 配管用炭素鋼管 (白)	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品																																																			
		・ 配管用炭素鋼管 (クワール鋼管)	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品																																																			
		・ ガス用ポリエチレン管	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品																																																			
		・ ガス用ステンレス鋼フレキシブル管	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品																																																			
液化石油ガス	土中埋設配管	※ 100φ 外面被覆鋼管 (PLP) (100A以上)	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品																																																			
		※ ガス用ポリエチレン管 (PE) (80A以下)	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品																																																			
	コンクリート埋設配管	※ ガス用ポリエチレン管	※ 同左	※ 液化石油ガス法検定合格品																																																			
○ 4.7.2 ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) (第6編3.1.3.6)	a. 工事区分 ※ 別途工事 (電気工事) ・ 本工事 b. 外部出力端子 ※ 設ける ・ 設けない																																																						
○ 4.7.3 (付加) メーター (付加) (第6編2.1.7) (付加) (第6編3.1.3.4)	a. 親メーター (※ 貸与品 ・ 買取り) メーター (付加) b. 子メーター (※ 買取り ・ 貸与品) c. 計量方式 親メーター (※ 現地表示式 ・ 遠隔表示式) 子メーター (※ 現地表示式 ・ 遠隔表示式)																																																						

○ 4.7.4 (付加) 防食処置 (第6編2.2.5) (第6編3.2.5)	土中埋設管に電気防食を施す場合は、図示による。
○ 4.7.5 (付加) 液化石油ガス充填容器 (第6編3.1.3)	a. 工事区分 ※ 別途工事 ・ 本工事 (・ 50K ・ ())
○ 4.7.6 液化石油ガス集合装置 (第6編3.1.3)	標準図 (・ a ・ b ・ c-イ、ロ) による。
○ 4.7.7 液化石油ガス充填容器転倒防止 (第6編3.2.1)	標準図 (・ a 壁に支持できる場合 ※ b 壁に支持できない場合)
○ 4.7.8 (付加) <u>ガス栓の構造 (JIS S 2120)</u>	ガス栓の構造 (JIS S 2120) は下記による。 ・ 過流出安全弁の設置 ・ ねじ接合 ※ ガス漏れ警報設備の設置

4.8節 さく井設備

○ 4.8.1 掘さく (第7編2.1.1)	a. 揚水井設備における孔口保護管の深度は () mとする。 b. 仮設ケーシングの適用は以下による。 ※ ケーシングより大きな鋼管 ・ その他 () c. 降下試験 ※ 行う ・ 行わない
○ 4.8.2 仕様 (第7編)	※ 図示による

4.9節 浄化槽設備工事

○ 4.9.1 仕様 (第8編)	※ 図示による
------------------	---------

4.10節 医療ガス設備工事

○ 4.10.1 仕様 (第11編)	※ 図示による
--------------------	---------

4.11節 その他

● 4.11.1 (付加) <u>圧力タンク及び給湯設備の安全装置</u>	圧力タンク及び給湯設備の安全装置は下記による。 ※ 逃がし弁 (JIS B 8210) ・ 膨張管 (JIS B 8201) ・ その他 (可溶性)
● 4.11.2 (付加) <u>給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置</u>	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置は下記による。 ・ 流速を小さくする ・ ウォーターハンマー防止器を設置する ※ 揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する ・ その他 ()

4.12節 その他 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。


第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
・ 種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） . m3
・ 中間処理施設 市 地内、(株)
・ 処理方法 ・ 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
・ 中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

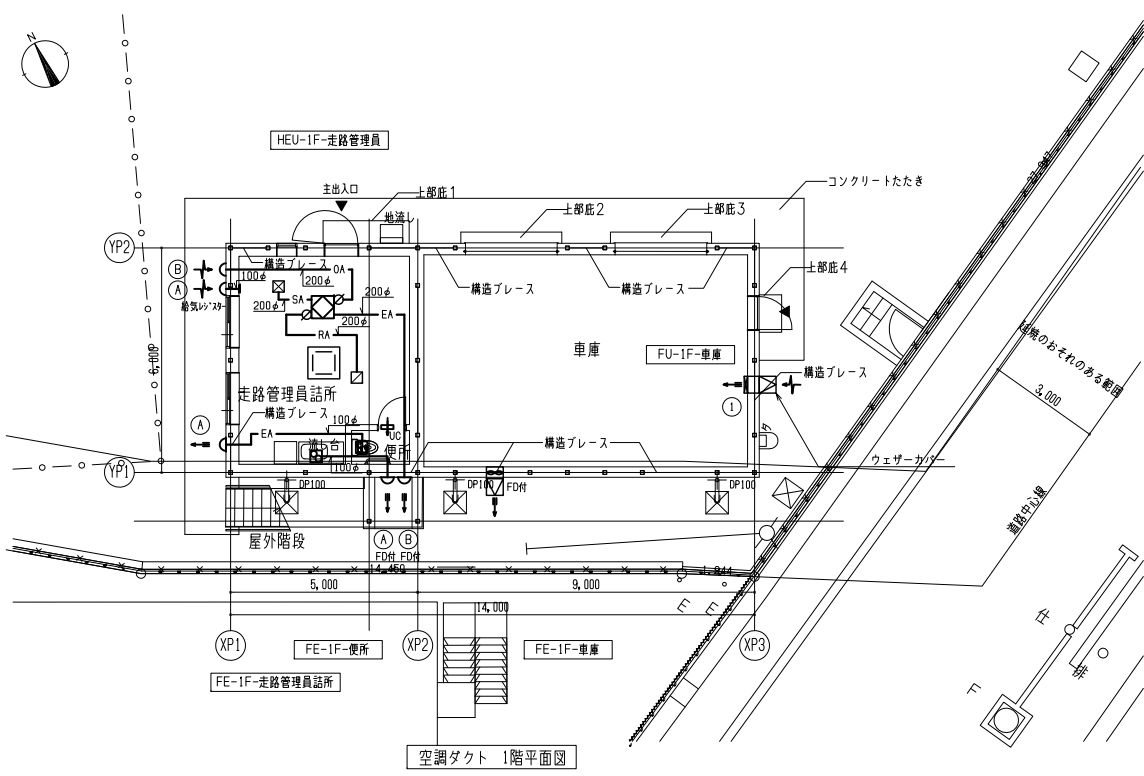
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。

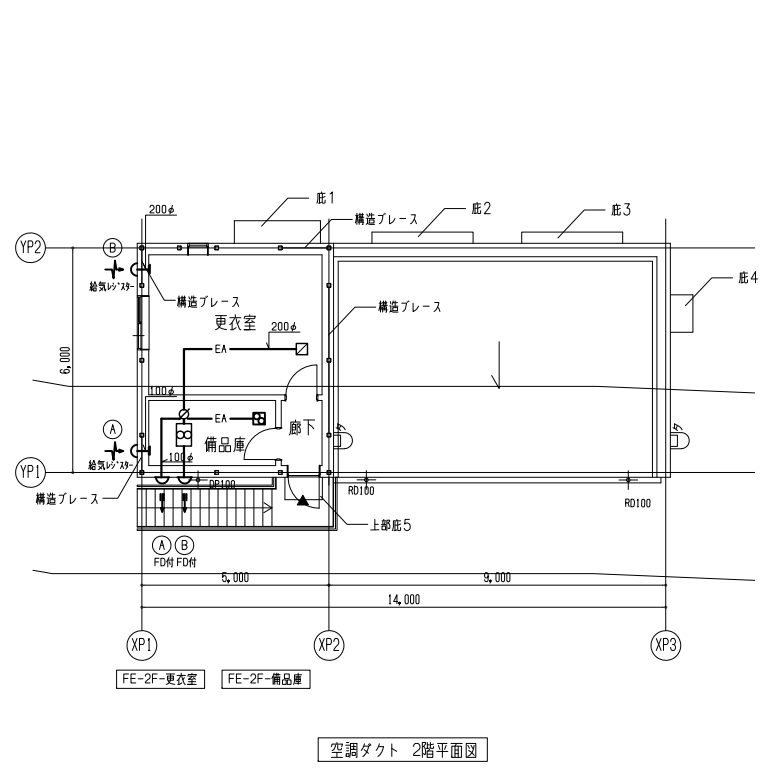
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

 株式会社 日本設計	特記	埼玉県 浦和競馬組合	課長	副参事	技術参与	主任	担当	設計	設備設計1級建築士証交付(番号)第5444号 1級建築士登録第335548号 羽田聡子	浦和競馬場走路管理員詰所機械設備工事	図面名称 特記仕様書(8)	縮尺 NO SCALE	図面番号 M-4009-P-5009 機械設備図
			飛塚	石井	中里	丸山	丸山						

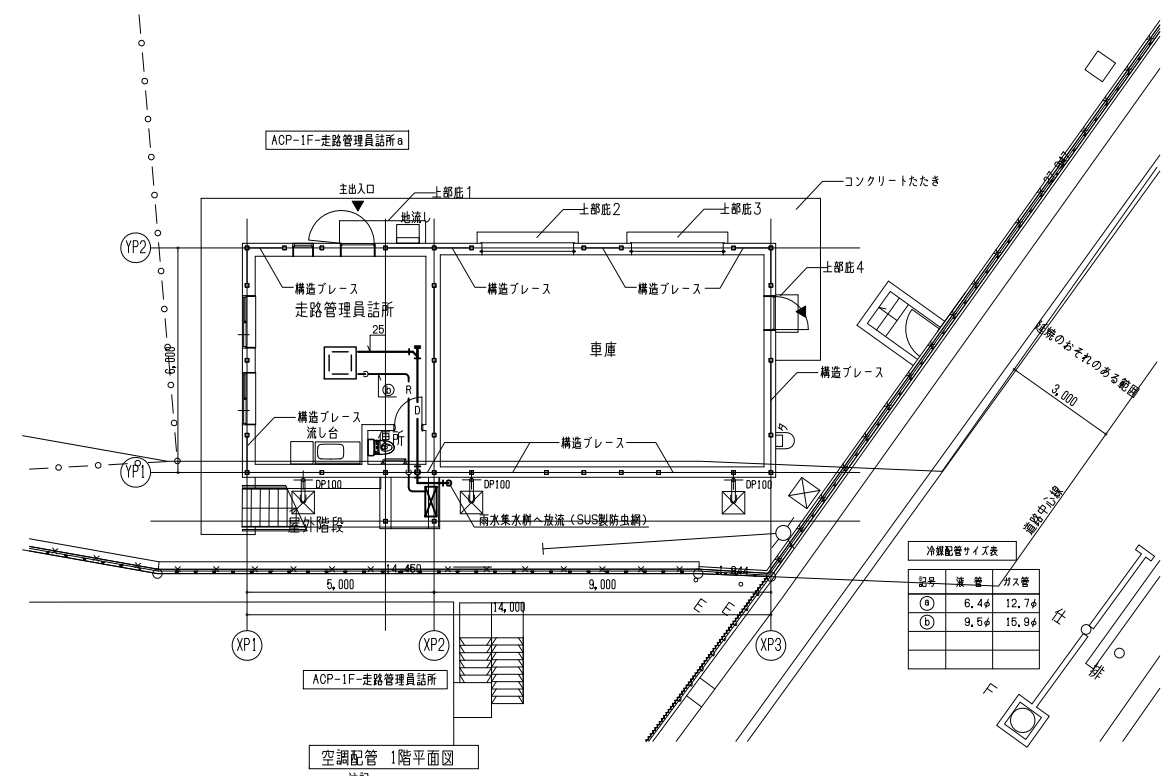
名称	記号	備考	名称	記号	備考	名称	記号	備考	名称	記号	備考
冷水管	— C —	往ノ透	給気ダクト	☒ ⊗ — SA —	立上げ、立下げ表示に SA を記入	量水器	Ⓜ		スピーカー	Ⓢ ◯ ◯ ◯ ◯ ◯ ◯	コーン型/ホーン型/ホーン型
温水管	— H —	往ノ透	換気給気ダクト	☒ ⊗ — VSA —	立上げ、立下げ表示に VSA を記入	水栓	□ 水 湯 混合		モーターサイレン	Ⓜ ◯ ◯	
冷温水管	— CH —	往ノ透	換気ダクト	☒ ⊗ — RA —	立上げ、立下げ表示に RA を記入	洗浄弁	Ⓢ ⊗		ベル	Ⓢ	
冷却水管	— CD —	往ノ透	換気送気ダクト	☒ ⊗ — VRA —	立上げ、立下げ表示に VRA を記入	定水位弁	Ⓢ ⊗		表示灯	Ⓢ	
プライン管	— B —	配管サイズをガス、液並列で記入。	換気ダクト	☒ ⊗ — EA —	立上げ、立下げ表示に EA を記入	ホールタップ	Ⓢ ◯ — ◯		表示灯	Ⓢ	防水型
高圧蒸気管	— SH —	往ノ透	換気排気ダクト	☒ ⊗ — VEA —	立上げ、立下げ表示に VEA を記入	シャワー	◁ 水 ▷ 湯 ▷ 混合	緊急シャワーも含む。器具表で明表。	ピストンレリーザー	Ⓢ ◯ — P	手元復帰/遠隔復帰
中圧蒸気管	— SM —	往ノ透	外気ダクト	☒ ⊗ — OA —	立上げ、立下げ表示に OA を記入	水抜栓	Ⓢ ⊕		復旧弁箱	Ⓢ	
低圧蒸気管	— S —	往ノ透	換気送気ダクト	☒ ⊗ — VOA —	立上げ、立下げ表示に VOA を記入	散水栓	Ⓢ ⊕	箱 共 箱の材質は器具表に特記。	泡消火栓箱	Ⓢ F	
油管	— O — — OR — — OV —	往ノ透 通気管 通気管	換気ダクト	☒ ⊗ — SE —	立上げ、立下げ表示に SE を記入	水栓柱	Ⓢ ⊕		手動起動弁箱	Ⓢ	
高温水管	— HH —	往ノ透	風量調節ダンパー	☒ ⊗ — VD —		床上掃除口	Ⓢ ⊕		一斉開放弁	Ⓢ ⊗	
冷媒管	— R —		防火ダンパー	☒ ⊗ — FD —		床下掃除口	Ⓢ ⊕		粉末容器	Ⓢ DT	
熱源水管	— SS —	PMAC 配管 往ノ透	防火防塵ダンパー	☒ ⊗ — SFD —		排水金物	Ⓢ ⊕		移動式粉末ユニット	Ⓢ DT	
ドレン管	— D —		モーターダンパー	☒ ⊗ — MD —		排水目皿	Ⓢ ⊕		ガスメーター	Ⓢ GM	
膨張管	— E —		逆流防止ダンパー	☒ ⊗ — CD —		共栓付き排水金物	Ⓢ ⊕		ガス栓	Ⓢ ◯ ◯	-口/ニ口 ゴム管ロッキを含み。埋込型は口で囲む。
			ピストンレリーザー-防火ダンパー	☒ ⊗ — P —		圍接排水金物	Ⓢ ⊕		ロックハンドル	Ⓢ	
給水管	— — — — —	上水/雑用水	排煙ダンパー	☒ ⊗ — SMD —		満水試験継手	Ⓢ ⊕		動力制御盤	Ⓢ	
	— — — — —	上水揚水/雑用水揚水	排煙ダンパー	☒ ⊗ — SD —		Uトラップ	Ⓢ — U —		自動制御盤	Ⓢ	
	— — — — —	一般管(下記以外の排水管)	ピストンダンパー	☒ ⊗ — PD —		床排水トラップ	Ⓢ ⊕		非常電源装置	Ⓢ	
排水管	— — — — —	汚水排水管	排煙ダクト接続の防火ダンパー	☒ ⊗ — HFD —		ルーフトレン	Ⓢ ◯ RD		手動起動装置	Ⓢ	
	— — — — —	ヒューム管	排煙用自動開放装置	☒ ⊗ — SMD (480) (480)	M 手動 / ° 遠方				室内形、ダクト挿入形、配管形の区別は器具表に示す。	Ⓢ	
厨房排水管	— KD —		吹出 □	☒ ⊗	(壁付き)	温度調整器・換出器	Ⓢ T		型式は器具表にて示す。	Ⓢ	
高温排水管	— HD —			☒ ⊗	(天井付)	湿度調整器・換出器	Ⓢ TH			Ⓢ	
通気管	— — — — —		吸込 □	☒ ⊗	(壁付き)	計測センサー	Ⓢ			Ⓢ	
雨水排水管	— RD —			☒ ⊗	(天井付)	弁操作器	Ⓢ			Ⓢ	
給湯管	— I —	往ノ透	排煙 □	☒ ⊗	(壁付き)	ダンパ操作器	Ⓢ			Ⓢ	
空気抜き管	— AV —			☒ ⊗	(天井付)	流量計	Ⓢ ⊗			Ⓢ	
			外気取入ガラリ	☒ ⊗	アルミ製	圧力発信器	Ⓢ ⊗ ×			Ⓢ	
			換気ガラリ	☒ ⊗	アルミ製	投光・受光器	Ⓢ □ □			Ⓢ	
消火栓管	— X —	連結送水管と共用の場合にも使用。	ドアガラリ	☒ ⊗		レベルスイッチ	Ⓢ ⊕ F			Ⓢ	
連結送水管	— XS —		変風量ユニット	☒ ⊗	流れ方向を→とする					Ⓢ	
連結散水管	— XB —		定風量ユニット	☒ ⊗	流れ方向を→とする					Ⓢ	
スプリンクラー管	— SP —		ベンドキャップ	☒ ⊗	セルフード付	グリース阻集器	Ⓢ GT			Ⓢ	防水型は WP を傍記
ハロゲン化物消火管	— HL —		風量測定口	☒ ⊗		オイル阻集器	Ⓢ OT			Ⓢ	
不活性ガス消火管	— N —		点検口	☒ ⊗		プラスチック阻集器	Ⓢ PT			Ⓢ	傍記は種類を示す。
粉末消火管	— DC —		フード	☒ ⊗		ドラム阻集器	Ⓢ DT			Ⓢ	
泡消火管	— F —		消音チャンパー	☒ ⊗		トラップ併	Ⓢ T			Ⓢ	
都市ガス管	— G —	低圧	消音エルボ	☒ ⊗		インバート併	Ⓢ	PC 改良形		Ⓢ	
	— MG —	中圧	消音エルボ	☒ ⊗		(錆鉄蓋付)	Ⓢ	現場打		Ⓢ	
液化石油ガス管	— PG —		ベーン付エルボ	☒ ⊗		ため併	Ⓢ	PC 改良形		Ⓢ	
			たわみ継手	☒ ⊗		(錆鉄蓋付)	Ⓢ	現場打		Ⓢ	
			ダクト遮音	☒ ⊗		公共併	Ⓢ			Ⓢ	
圧縮空気管	— A —		消音器	☒ ⊗		浸透併	Ⓢ			Ⓢ	
真空管	— V —		フレキシブルダクト	☒ ⊗						Ⓢ	
酸素管	— O2 —		耐火ダクト	☒ ⊗		屋内消火栓	Ⓢ	屋内消火栓箱付き		Ⓢ	
窒素管	— N2 —			☒ ⊗				屋内消火栓箱付き(放水口共)		Ⓢ	
笑気管	— N2O —		フート弁	☒ ⊗		連結送水管	Ⓢ	放水口格納箱付き		Ⓢ	
			自動エア抜弁装置	☒ ⊗				放水用器具格納箱付き		Ⓢ	
フレキシブルジョイント	— — — — —	たわみ継手、可とう継手等	減圧弁装置	☒ ⊗		屋外消火栓	Ⓢ	屋外消火栓ホース格納箱付き(地上式)		Ⓢ	
防振継手	— — — — —		温度調節装置	☒ ⊗				屋外消火栓箱付き(箱組込)		Ⓢ	
ボールジョイント	— — — — —		電磁弁装置	☒ ⊗		送水口	Ⓢ	単口/双口/自立形		Ⓢ	
伸縮管継手	— — — — —	S 単式、D 複式	三方弁装置	☒ ⊗		放水口	Ⓢ			Ⓢ	
リフト継手	— — — — —		三方弁装置	☒ ⊗		テスト弁	Ⓢ			Ⓢ	
固定箇所	— — — — —		圧力計	☒ ⊗		ポンベユニット	Ⓢ			Ⓢ	
			温度計	☒ ⊗		加圧用ガス容器ユニット	Ⓢ			Ⓢ	
埋設弁	— — — — —		水高計	☒ ⊗		選択弁	Ⓢ			Ⓢ	
			連成計	☒ ⊗		起動装置	Ⓢ	手動/自動		Ⓢ	
仕切弁	— — — — —	ゲート弁	電極棒	☒ ⊗	水銀スイッチの場合 s を付記。	圧力スイッチ	Ⓢ			Ⓢ	
		バタフライ弁	瞬間流量計	☒ ⊗						Ⓢ	
		ボール弁	熱量計	☒ ⊗		スプリンクラー、泡、連結散水ヘッド	Ⓢ	開放形		Ⓢ	
玉形弁	— — — — —		電磁流量計	☒ ⊗				予作動形		Ⓢ	
逆止弁	— — — — —		油流量計	☒ ⊗		ハロゲン化物、粉末噴射ヘッド	Ⓢ			Ⓢ	
コック	— — — — —		蒸気トラップ装置	☒ ⊗		流水検知装置	Ⓢ			Ⓢ	
安全弁及び逃し弁	— — — — —			☒ ⊗		流水検知器	Ⓢ			Ⓢ	
大口径ストレーナー	— — — — —			☒ ⊗						Ⓢ	
Y型ストレーナー	— — — — —			☒ ⊗						Ⓢ	



注記
1. 特記なき寸はVDを示す。



空調ダクト 2階平面図

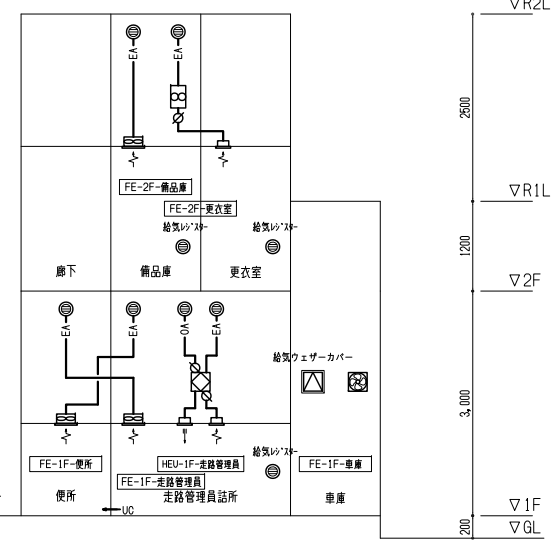


空調ダクト 1階平面図

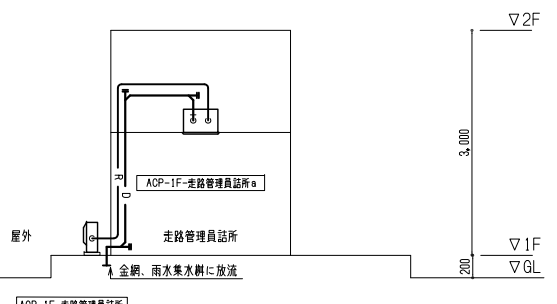
記号	冷水管	暖水管
(a)	6.4φ	12.7φ
(b)	9.5φ	15.9φ

注記

1. 特記なき ● は冷暖配管防火区画貫通処理を示す。
2. 室内機、室外機の通り配線は冷暖配管共進とする。
3. 走路管理員詰所の天井内機器と配管の保温を強化するため、冷暖管保温仕様は「屋内露出」とし、カセット型室内機は機器断熱補強を行い、ドレン管は保温し、保温材仕様は「C2・(ロ)・Ⅱ」とする。



走路管理員詰所 空調ダクト系統図



走路管理員詰所 空調配管系統図

SUS製 深型フード (AT-HGS同等品) 防鳥網・水切り付・指定色
(A) : 100φ
(B) : 200φ

SUS製 防鳥網
風量 : 650m ³ /h (2m/s以下)

パネル型フィルターユニット (0部)
ダクト接続型
風量 : 650m ³ /h (2m/s以下)
プレフィルター (予備100%)
鋼板製ケーシング : 600x600x2000
台数 : 1台

■ 制気口リスト

階	室名	系統名	総風量 m ³ /h	形式	吹出口				ボックス				系統名	総風量 m ³ /h	形式	吸込口				ボックス	内貼 外貼	備考				
					サイズ L x W	面速 m/s	開口率 %	風量 m ³ /h	個数	サイズ L x W x H	内貼 外貼	GW25				GW25	GW25	GW25	備考							
1	走路管理員詰所	HEU-1F-走路管理員詰所	330	VHS	200 x 200	2.0	80%	230	1	350 x 350 x 350	○	○	○	○	HEU-1F-走路管理員詰所	280	HS	200 x 200	1.6	80%	180	1	350 x 350 x 350	○	○	
1	便所			UC										FE-1F-便所	50	天井換気扇										
2	更衣室		240	結露レジスター				240	1					FE-2F-更衣室	240	HS	200 x 200	2.1	80%	240	1	350 x 350 x 350				
2	備品庫		60	結露レジスター				60	1					FE-2F-備品庫	60	天井換気扇										

(1) ドアガラリ(DG)アンダーカット(U/C)スリットは建築工事とする。
特 (2) OD(ウレタン)ウェザーカーバー、ユニバーサル型吹出口、ブリスライン、カムラインは 風量調整ダンパー及び落下防止ワイヤー付とする。

■ パッケージ型空調機 機器表

記号	系統 (室内機は対象室)	形式	運転方法	室外機				室内機				冷媒配管ユニット	手元リモコン	電源種別	台数	設置場所	集中 コントローラ 制御	備考							
				冷房	暖房	圧縮機	送風機	相	電圧	起動方式	冷房								暖房	冷房	暖房	出力	電圧	起動方式	台数
ACP-1F-走路管理員詰所	走路管理員詰所	パッケージ型 室外機	冷暖切替	5.0	5.6	0.85	0.07	1	200	直入	1.00	1.03	5.0	5.6	13.5	プレ	0.053	1	200	直入	一般	1	1F 屋外機置場		
ACP-1F-走路管理員詰所	走路管理員詰所	天井カセット方向内																			1	一般	1	1F 走路管理員詰所	

特記
1) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)によるほか下記による。
・圧縮機駆動機の制御方式 ※回転制御・オンオフ制御
・冷媒 HFC (R410A, R32またはR407C) (注1: R410Aの場合、冷暖配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。注2: R32の場合、冷暖配管の断熱材積算値等は難燃性のものを使用すること。)
・冷媒充填(注1)は圧縮機メーカー標準仕様とする。
2) 記載内容及び下記を除外した数値はメーカー標準仕様とする。
3) 電源消費電流は50Hzとする。
4) パッケージ型空調機における定格冷房能力及び定格暖房能力、定格消費電力はJIS B 8616、JRA4002、JRA4069、JRA4053に規定された定格条件による。
5) 能力、容量等は表示された数値以上とする。電動出力は原則として表示された数値以下とする。
6) パッケージ型空調機の圧縮機は屋外機とする。
7) 暖房能力には補助加熱器の加熱能力を含む。
8) 冷媒はオンロード後換気0のものとする。
9) 室内、屋外ユニット間の電気配線(7-8共)の仕様は、製造者の標準とし付属、自動制御工事(組立、冷暖部品(冷暖配管、送風機、冷暖回路等)は見積りに含む)とする。

■ 換気設備 機器表<全熱交換ユニット>

記号	対象室名	形式	結露側		排気側		全熱交換効率		加湿器		フィルター		電動機		設置場所	台数	集中コントローラ 制御	備考			
			風量 m ³ /h	静圧 Pa	風量 m ³ /h	静圧 Pa	冷房時 %	暖房時 %	形式	加湿量 kg/h	プレ	メイン	消費電力 W	電圧 V					起動方式		
HEU-1F-走路管理員	1F 走路管理員詰所	天井埋込ダクト型	230	160	180	150	58	58							126	1	100	直入	1F 走路管理員詰所	1	

特記事項
(1) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)を適用とする。
(2) 電源消費電流は50Hzとする。電圧容量は参考値とする。
(3) 普通換気モードへの自動換気切替機能付きとする。
(4) 運転用スイッチは本体付属品とし、本体との通り配線は自動制御設備工事とする。
(5) 全熱交換器の全熱交換率は、JIS B 8628に規定された定格時エンタルピー交換率とする。
(6) 500m³/h未満の天井埋込ダクト型は製造者の標準品とし、防振吊り(振動絶縁率80%以上)とする。
(7) フィルターの予備は100%とする。

■ 換気設備 機器表<排風機>

記号	対象室名	形式	設置方法	*静圧 φ接続径	*風量 [m ³ /h]	*機外静圧 [Pa]	種類	定格出力 [kW]	相	電圧 [V]	始動方式 [P]	電源種別 (非常電源)	消費電力 [W]	発熱方法	運転	台数	設置場所	備考
FE-1F-車庫	1階 車庫	産業用有圧型	壁付	200φ	650		標準	0.02	1	100	4	直入	一般	0.02	手元スイッチ	1	1階 車庫	バックガード、防炎タイプSUSウェザーカーバー(72°C)取付時付き
FE-1F-走路管理員詰所	1階 走路管理員詰所	ダクト用換気扇	天井	100φ	100	80	標準	0.02	1	100	4	直入	一般	0.02	手元スイッチ	1	1階 走路管理員詰所	
FE-1F-便所	1階 便所	ダクト用換気扇	天井	100φ	50	80	標準	0.02	1	100	4	直入	一般	0.02	手元スイッチ	1	1階 便所	
FE-2F-更衣室	2階 更衣室	消費電力付送風機	天井	83/4	240	150	標準	0.02	1	100	4	直入	一般	0.02	手元スイッチ	1	2階 更衣室	
FE-2F-備品庫	2階 備品庫	ダクト用換気扇	天井	100φ	60	150	標準	0.02	1	100	4	直入	一般	0.02	手元スイッチ	1	2階 備品庫	

特記
1) 電源消費電流は50Hzとする。
2) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)を適用とする。
3) 始動方式は11.0W以上はスターデルタ始動、7.5W以下は直入始動とする。
4) インサート金物はおおむね力点カナルアンカーとする。
5) 送風機の手元スイッチおよび配線工事電気設備工事とする。
6) 電動機定格出力はJIS B 8330に規定された試験方法による。
7) 許容騒音値測定法はJIS B 8330による。

特記

埼玉県 浦和競馬組合	役員	副参事	技術参事	主任	担当
	飛塚	石井	中里	丸山	丸山

設計	設備設計 1級建築士証交付(番号)第 5444号 1級建築士登録 第 335548号 羽田聡子
監理	○設計 監理合規

浦和競馬場走路管理員詰所機械設備工事

図面名称
空調ダクト・空調配管設備
系統図・機器表・制気口リスト・1階2階平面図

縮尺
A1: 1/100, A3: 1/200

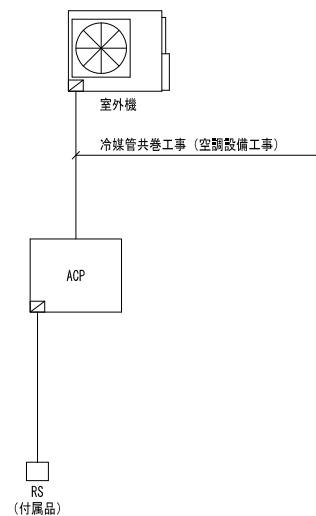
図面番号
M-4020

区分
機械設備図

1 パッケージ形空調機配線工事

設備記号	階数	系統	セット数	RS	収納盤	備考
ACP-1F-走路管理員詰所a	1	走路管理員詰所	1	1	-	
合計			1	1		

- (注記)
 1. 電源供給工事は電気設備工事
 2. 室内機~室外機間標準線は冷媒管共巻工事(空調設備工事)とする。
 3. RS(手元リモコン)は装置付属品とする。



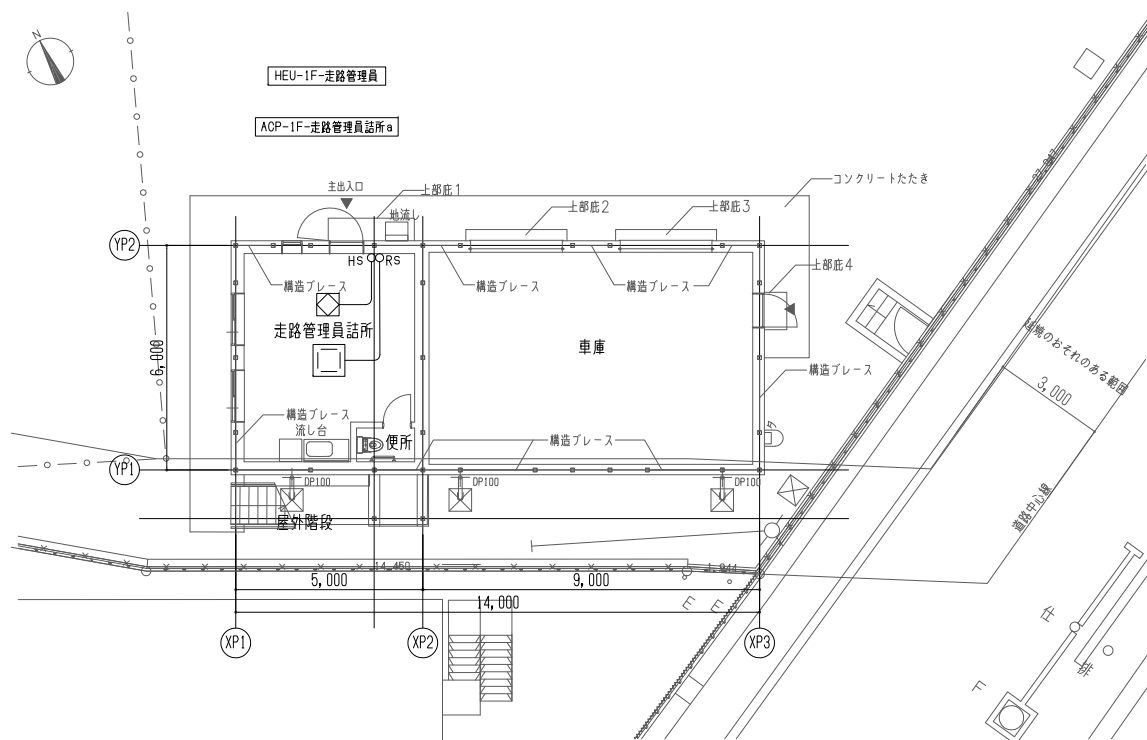
2 全熱交換ユニット配線工事

設備記号	階数	系統	セット数	収納盤	備考
HEU-1F-走路管理員	1	走路管理員詰所	1	-	
合計			1		

- (注記)
 1. 電源供給工事は電気設備工事
 2. HS(手元リモコン)は装置付属品とする。



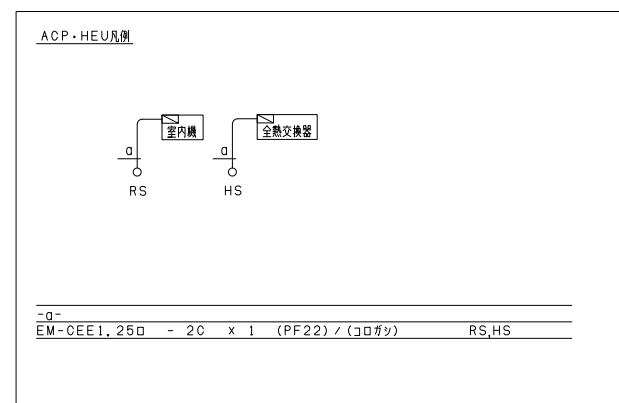
3 平面図

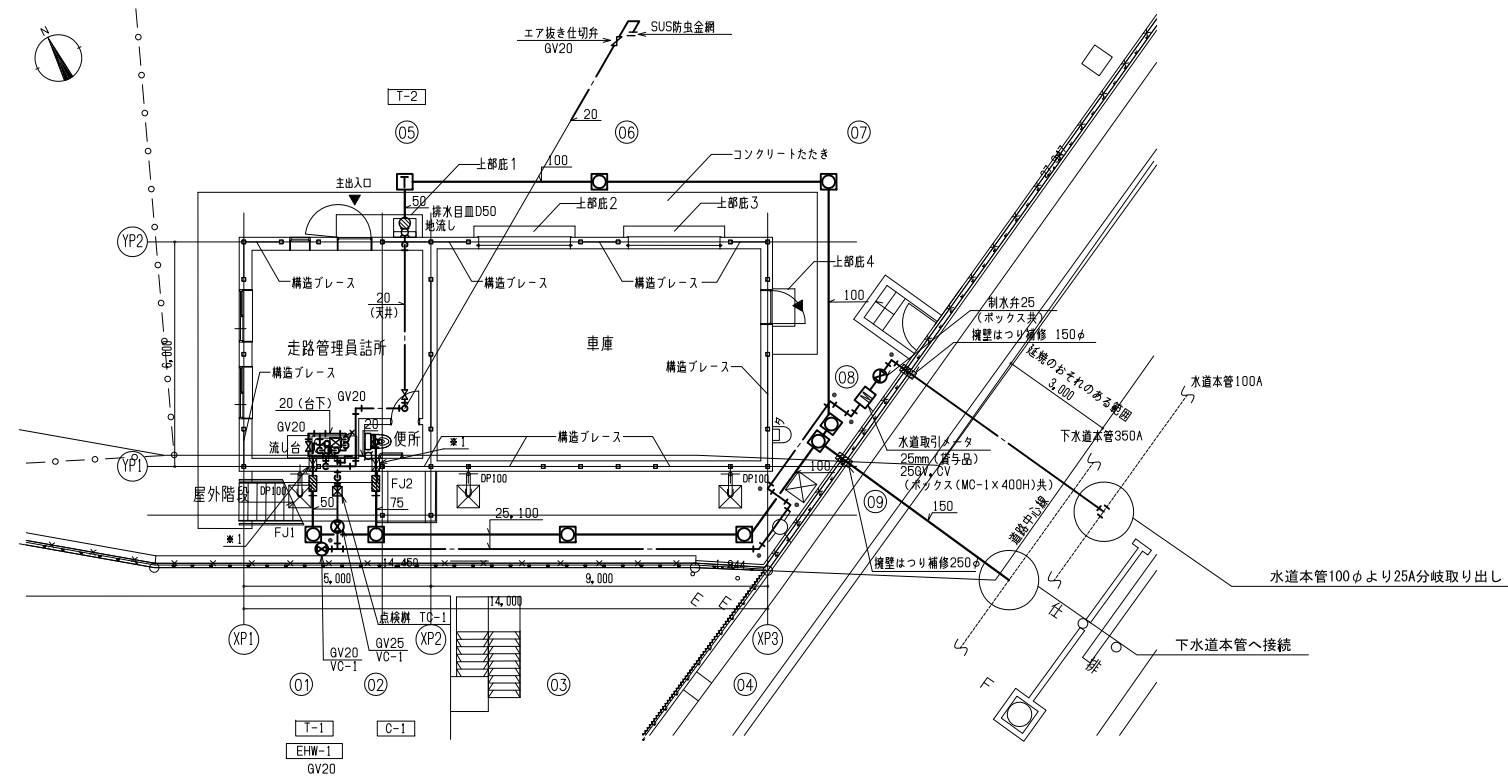


- 記号凡例
 平面図記号 内容
 天井内ケーブル配線
- <特記>
 ・天井内はケーブルコゴリとし、室内・スイッチ類は配管を使用する。
 ・電線管サイズについては (コゴリ) / (PF22) 立下り配管サイズを示す。

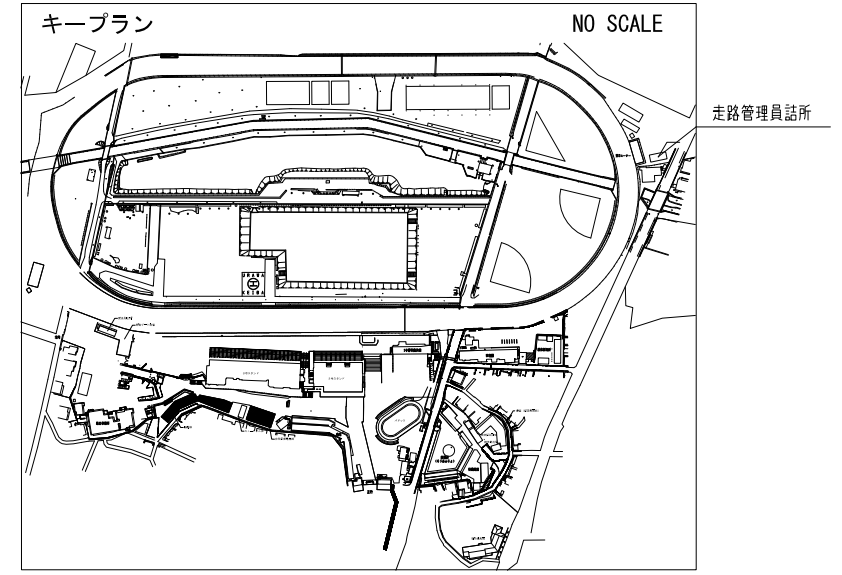
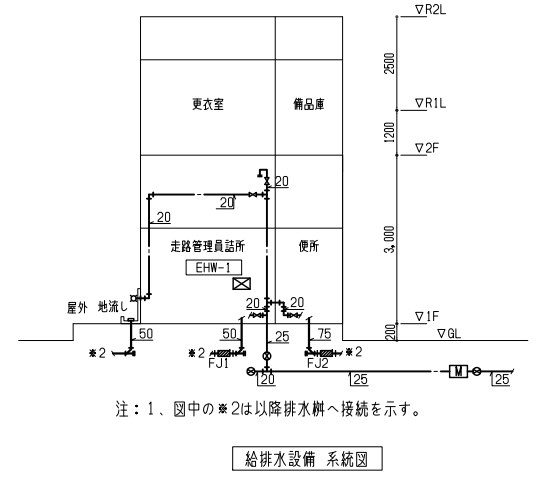
機器凡例

シンボル	記号	配線	配管			備考
			屋内	屋外	屋外	
○	RS	EM-CEE1, 250 - 20 x 1	(PF22)			
○	RS	EM-CEE1, 250 - 20 x 1	(コゴリ)			
○	HS	EM-CEE1, 250 - 20 x 1	(PF22)			
○	HS	EM-CEE1, 250 - 20 x 1	(コゴリ)			





給排水設備 1階平面図 注) 1、図中の*1は排水管基礎費通要領図参照。
2、●は地中埋設標(給水マーク付)を示す。

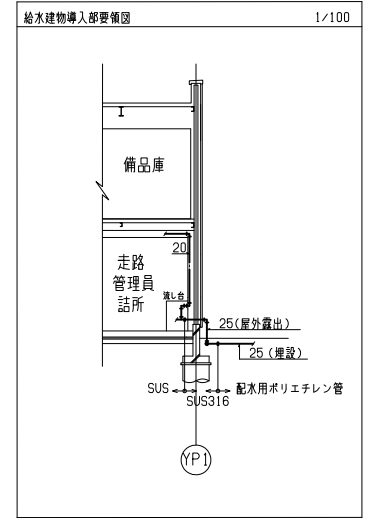
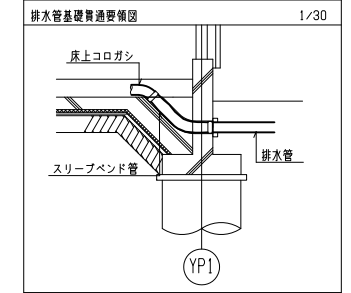


■ 料リスト

番号	名称	規格	実 樹深さ mm	地盤高 設計GL TP+ m	管底高 TP+ m	最遠 樹間距離 m	置付様	配管 勾配	備 考
01	塩ビ製インパート樹	90L 100-200	580	6.18	5.60	-	防臭蓋T-2	1/100	
02	塩ビ製インパート樹	90Y 100-200	590	6.17	5.58	1.7	〃	1/100	
03	塩ビ製インパート樹	ST 100-200	600	6.13	5.53	5.1	〃	1/100	
04	塩ビ製インパート樹	45L 100-200	620	6.10	5.48	4.7	〃	1/100	
05	塩ビ製トラップ樹	UTK 100-200	360	6.17	5.81	-	〃	1/100	トラップ付
06	塩ビ製インパート樹	ST 100-200	470	6.13	5.66	5.2	〃	1/100	
07	塩ビ製インパート樹	90L 100-200	590	6.10	5.51	6.1	〃	1/100	
08	塩ビ製インパート樹	45L 100-200	650	6.10	5.45	6.4	〃	1/100	
09	塩ビ製インパート樹	WLS 150-200	660	6.10	5.44	0.5	〃	1/100	

記号	ゴム製可とう伸縮継手	サイズ	数量
FJ1	許容変位量: 100mm	50	1
FJ2	許容変位量: 100mm	80	1

地中埋設標(給水マーク付)	
埋設テープ、W=150	1式



EHW-1	電気温水器(雑用)
型 式	貯湯式 床置型(先止式)
	設定温度可変型
貯 湯 量	6 L
動 力	1φ100V-1.1kW
付 属 品	標準付属品一式
	減圧弁、ウィークリータイマー、 膨張水排出装置
設 置 場 所	1階走路管理員詰所
台 数	1台
特記事項	1、電源周波数は50Hzとする。 2、満水時15kgを超える温水器については平成24年国土交通省告示1447号「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」に基づき転倒防止措置を行う。

記号	器具名	参考型番 TOTO	参考型番 LIXIL	階			備 考
				室 名	1F	合計	
<大便器>							
C-1	共用トイレ用 床置タイプ・ロータンク・ウォシュレット(貯湯式)付・ふた有り (AC100V 316W)	CS597BP	BC-Z30P	走路管理員詰所	1	1	
<水栓>							
T-1	シングルレバー混合水栓	TKS05301J	SF-WM420SYX	走路管理員詰所	1	1	
T-2	横水栓	T28AUNH13	LF-15-13-CV	走路管理員詰所		1	1
特記事項							

(1) 排水を伴う器具は排水トラップ付とし、封水深50mm以上とする。
(2) 衛生器具設置に必要な部品は一式付属とする。
(3) 器具の形式・付属品は参考とし、同等品以上とする。
(4) 洗浄便座リモコンは便座に含む。
(5) FVタッチSW及びウォシュレット本体〜リモコン間の渡り配線は本工事とする。